

平成25年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成25年3月12日）

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程（第2号） | 41 |
| 日程第1 一般質問 | 43 |
| 1. 垣内秋弘 議員 | 43 |
| 2. 今西久美子 議員 | 59 |
| 3. 谷口重和 議員 | 66 |
| 4. 山内実貴子 議員 | 73 |
| 5. 奥村房雄 議員 | 79 |
| 6. 安本 修 議員 | 86 |
| 7. 稲石義一 議員 | 93 |
| 8. 原田周一 議員 | 110 |

平成25年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 垣内秋弘 議員
2. 今西久美子 議員
3. 谷口重和 議員
4. 山内実貴子 議員
5. 奥村房雄 議員
6. 安本 修 議員
7. 稲石義一 議員
8. 原田周一 議員

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 12番 | 田中 修 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 垣内秋弘 | 議員 |
| | 2番 | 上林昌三 | 議員 |
| | 3番 | 青山美義 | 議員 |
| | 4番 | 安本 修 | 議員 |
| | 5番 | 今西久美子 | 議員 |
| | 6番 | 原田周一 | 議員 |
| | 7番 | 谷口重和 | 議員 |
| | 8番 | 山内実貴子 | 議員 |
| | 9番 | 奥村房雄 | 議員 |
| | 10番 | 内田文夫 | 議員 |
| | 11番 | 稲石義一 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

| | | | | | | |
|-----------|------|---|---|---|-----|---|
| 町 | 長 | 西 | 谷 | 信 | 夫 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 西 | 出 | 維久雄 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 山 | 下 | 康 | 之 |
| 理事兼企画・財政課 | 財政課長 | | 野 | 間 | 雅 | 彦 |
| 企画・財政課 | 企画課長 | | 馬 | 場 | | 浩 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 兼 | |
| 税 | 務 | ・ | 会 | 計 | 課 | 長 |
| 大 | 江 | 輝 | 博 | | | 君 |
| 戸 | 籍 | ・ | 保 | 険 | 課 | 長 |
| 清 | 水 | | 清 | | | 君 |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 奥 | 谷 | 明 |
| 健 | 康 | 長 | 寿 | 課 | 長 | |
| 谷 | 村 | 富 | 啓 | | | 君 |
| 建 | 設 | ・ | 環 | 境 | 課 | 長 |
| 黒 | 川 | | 剛 | | | 君 |
| 建 | 設 | ・ | 環 | 境 | 課 | 長 |
| 三 | 好 | 茂 | 一 | | | 君 |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | |
| 木 | 元 | 保 | 男 | | | 君 |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | |
| 野 | 田 | 泰 | 生 | | | 君 |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 光 | 嶋 | 隆 |
| 教 | 育 | 課 | 長 | 中 | 辻 | 正 |
| | | | | | | 君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 久 | 野 | 村 | 観 | 光 | 君 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 廣 | 島 | 照 | 美 | | 君 |

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、昨日で2周年を迎えました東日本大震災において犠牲となられました皆様方の御冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために、1分間の黙禱をお願いいたします。

恐れ入りますが、御起立、お願いいたします。

黙禱。

（全員起立 黙禱）

お直りください。

御着席ください。ありがとうございました。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会の一般質問は、9月議会、12月議会に引き続き、試行的に通告件名1件ごとに、一問一答方式で、質疑3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

1番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○1番（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、1番、垣内秋弘が質問いたします。

4件ございますが、まず1件目は、西谷町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

西谷町長は、ことし2月の町長選挙の激戦を勝ち抜かれ、町長に就任され、約1カ月が経過したわけでございますが、町長として向こう4年間にわたり、住民の福祉の向上はもとより宇治田原の発展のために御尽力をいただくわけであります。過日も施政方針を聞かせていただきましたが、町長の政治姿勢のよしあしが、将来の宇治田原の行方を左右すると言っても過言ではございません。1万住民のリーダーとして、今後どのような思いで運営されようとされているのか、その決意を聞かせていただきたいと思っております。

あわせて、どのような信念、信条を持って、今後の宇治田原をかじ取りされていくのか、お伺いいたします。

2点目は、一党一派について伺います。

町長の立場というのは、一党一派に偏しない、中立でかつ公平・公正であるべきだと私は思うわけですが、今回の町長選挙に至っては、西谷町長はまさにそれを覆すかのように、自民党の西谷信夫で終始押し通し、一党一派にこだわり続けられました。今後も、このような考え方や態度を踏襲されるのか、御所見を伺いたと思います。

3点目は、副町長の選任について伺います。

西谷町長は、補佐役については必要であり体制強化のためにも6月議会までに任命したい、自分は民間出身であり行政出身者が適任と思っている、意中の人はいるとおっしゃっていた内容が新聞に掲載されておりました。当選当初からこのような思いを持ってこられたのであれば、空白期間を少なくするためにも、なぜ3月議会に提案されなかったのか、真意をお伺いします。

提案すれば即決められるという思いのあらわれで、軽く表現されていて、決まったような言い方をされているように思えてならないわけですが、あくまでも、議会の同意が必要であります。議会の同意が得られるかどうか分からない状態であれば、より一層慎重な発言が求められるところでもあります。このような発言を軽々にされること自体、議会を完全に無視した軽率な発言のように受け取れるわけですが、ここでは、やはり、今後、議会とも相談させていただきながら、十分に検討してまいりたいと考えている、それぐらいの表現をされたほうがよかったのではないかと思うわけですが。

私のほうにもいろいろと反響は伺っておりますが、あのときの新聞記事はどうだったのか、町長のお考えなり、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、3月定例会におけます一般質問ということで御参集をいただきまして、大変御苦労さまでございます。本日は、8名の議員の方から一般質問をいただくわけですが、御質問の内容が多岐にわたっておりますが、可能な限り明確な答弁に努めてまいりたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、垣内秋弘議員の御質問に対しまして御答弁を申し上げます。

私の政治姿勢についてでございますが、私は、生まれ育ったこの町、宇治田原町が大好きでございます。私は、これまでこの宇治田原町を皆から「ええ町やな」と言っても

らいたい一心で、小・中学校のPTAや消防団の活動、また平成12年からは町議会議員として町政の発展のために尽力をさせていただきました。このような活動の源にあったのは、この町が好きで心からこのふるさとの宇治田原を愛しているという思いであります。

私は、さきの町長選におきまして、多くの住民の皆様から御支援をいただき、宇治田原町の第16代町長として町政を担わせていただくことになったわけでございますけれども、宇治田原町は、これまで、先輩諸氏のたゆまぬ御努力で幾多の困難を乗り越え、茶文化の町として発展を遂げてまいりました。今を生きる私たちの最大の責任は、先人の方々の御功績に報いるためにも、20年、30年、50年先も、この町に住む人が住んでよかったという幸せを実感できるまちづくりを実現することであると考えております。

その実現のためには、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場の職員間のきずな、そして地域の人たちと役場の職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合せて、この町に住む人はもちろん、町外の人からも「好きやねん うじたわら」と言っただけのまちづくりを基本理念に、町政運営のリーダーとして粉骨砕身この職に努めてまいる決意でございます。

2点目の、一党一派の考え方についてでございますが、確かに、さきの町長選挙におきましては、私がもともと自由民主党籍を持つ議員でありましたことから自由民主党の御推薦をいただいたところでございますが、垣内議員も御指摘のとおり、町長という立場は一党一派に偏することなく、中立で公平・公正でなければならないと思っております。したがって、そのような政治スタンスで町政の運営に当たってまいりたいと考えております。

3点目の副町長の選任についてでございますが、2月6日付の地方紙の記事に取り上げられた私の言葉足らずの発言により、議員がそのような思いを持たれたのだと思っております。私も、議会議員を12年間、そして最後の4年間は議長という重責を務めさせていただきました。議会を無視するという、軽視するという思いは毛頭ございません。副町長の選任につきましては、議会の御同意がいただけますように、十分に議会とも御相談申し上げる中で、しかるべき時期に御提案させていただきたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

一党一派について、町長は先ほどの答弁の中で、中立で公平、公正でなければならないと明言いただきましたが、中立である以上、自民党以外の党との対応もしていただけるのか。初心忘れるべからずという言葉がございしますが、時間が経過しても気持ちの変化が生じないような対応を願いたいわけであります。今後、多岐にわたって会合等への案内要請があると思われるわけがございしますが、公平・公正、中立な立場で一党一派に偏しないことを再度確認し、御所見を伺いたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 一党一派の2回目の御質問でございしますが、先ほども御答弁を申し上げましたとおり、町長という立場は一党一派に偏することなく中立で公平・公正でなければならないと思っております。決して、一部の住民のためだけの町長ではなく、1万住民のための町長として、その職を務めさせていただきたく強く思っておりますので、何とぞ御理解賜りますように、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたします。

町長は、もともと自民党の党員であったというふうに伺いましたが、現在も党員なのか、お伺いしたいと思います。党員であるならば、離党届等は考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、副町長の件に関しましては、先ほどの答弁の中で、言葉足らずという言い回しがありましたが、本音は気持ちばかりが先行して、強いては議会を無視していたのではないと思われるわけがございします。また、町長みずからが議会議員12年間、最後の4年間は議長という重責も務めさせていただきましたと、議会を無視するなどという思いは毛頭ございませぬという答弁もいただきました。逆に、それだけの経験をされているのであるがゆえに、議会への気遣いが重要だというふうに思うわけがございします。より慎重な対応が、倍して要求されると思うわけであります。

今後、議会としても、より慎重にこういった件についても検討して判断させていただきたいと思うところではありますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 一党一派についての御答弁を申し上げます。

現在のところは、私は自由民主党の党員でございしますが、離党につきましては、支援者の方や後援会の方々、また党役員の方々と相談してまいりたいと考えておるところでございします。

また、副町長の選任について、議会を無視していたのではないかとのございますけれども、先ほども申し上げましたこととうそ偽りはございません。副町長の選任につきましては、議会とも十分に御相談申し上げる中で、御同意いただけますよう努めてまいりますので、どうか御理解、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、政治姿勢についての意見を述べたいと思います。

町長は一党一派には偏することなく中立な立場で臨むと明言していただきましたが、自由民主党に対しての離党については支援者の方々や党役員の方々と相談していきたいというような御答弁いただきました。何か歯切れが悪く、このままの状態を続けたいというようなふうにも受け取れるような言い回しのように、私は受けとめました。といたしますのは、当然、やはりその後援会の人あるいはまたいろんな方々、党役員の人との相談も大事でしょうけど、最終的には、やはりここでは自分の決断というのが非常に大事だろうと。自分がこうしたさかいに、みんな協力してくれと、これぐらいの意思ですね、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

昨年、12月16日に実施された宇治の市長選挙がございます。このときに、現山本市長は、立候補を決めた時点で政党を離党されているんです。無所属で立候補されているわけです。このことは、多くの住民から見たとき、受け入れやすいといいますか、オーソドックスなパターンであるというふうに、私は思うわけがございます。このような気持ちで対応していただけることを、今後、早急に検討していただけることを御期待申し上げて、この件に関しての質問は終了したいというふうに思います。

それでは、次に2件目の質問でございますが、西谷町長の政策について御質問いたします。

政策内容については、選挙時におけるビラ及び施政方針等でいろいろとおっしゃっておられる中で、前奥田町政を継承発展を推し進めることを前提に推進しようとしておられるわけがございますが、今までにない西谷町長の奇抜なアイデアを生かした、つまり西谷カラーを前面に出した施策も取り入れていただきたいと思うわけであります。今後、どのような思いを持って推進していただけるのか、具体的な施策をお伺いしたいというふうに思います。

次に、町長の公約の中から伺います。

町長は、常に、「好きやねん うじたわら」を基本理念にいろいろな場で強調され、「心をつなぎ ともに創る 茶文化のまち」の実現を目指し、全力を傾注してまいりた

いと言われているわけであります。その中で、お茶の関係において、若者が働きたくなる茶園再整備、茶農家の魅力づくりで新住民を受け入れ、町を支える茶業に力を注ぎます。機械を使えるように集団茶園の再整備を行い、若者が働きたくなる環境を整えます。また、農業と観光を組み合わせ、農業や田舎暮らしを望む町外者と地元住民の交流の場を設け、I・Uターンを積極的に支援し、農荒廃地を解消しますと言われている中で、特に農業に関しては、茶農家だけでなく、米づくり、野菜づくり等々、後継者問題をはじめとする課題が山積いたしておる中で、喫緊の課題であります。具体的な取り組みとしてめどづけはできているのか、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 具体的な政策について御答弁申し上げます。

私は、さきの町長選挙におきまして、奥田町政の継承・発展し、民間企業、また町議会議員で培った経験を色とし、何よりも住民の皆様の思い、意見を色とし、宇治田原町政を推し進めることを訴えてまいりました。

私は、選挙期間中、たくさんの方とお話をし、まちづくりへの御意見を賜りましたが、やはりその中でも最も重要だと感じたことは、住民の皆さんの暮らしは安心・安全の上に成り立っているということであります。防災・減災や交通弱者の対策、道路整備の促進など、安心・安全なまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、多くの御意見をいただいた子育て支援や高齢者福祉など、住民の皆さんにとって真心のある優しい行政を積極的に展開してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、農業に関する具体的な施策の展開に対する御質問でございますが、御承知のとおり、本町は、昔からお茶と林業の町として先人の方々のたゆまぬ御努力により発展してきたところでございます。特に、お茶につきましては、偉大なる先人、永谷宗圓翁が青製煎茶法を考案され、広く全国に広められたことから、日本緑茶発祥の地として宇治田原町を世界に宇治茶の原点であることを発信しているところでございます。

また、まちづくりにつきましても、お茶を核として今日まで取り組まれてきたところでございます。

京都府におかれましても、宇治茶は日本の茶文化を生み、支え、育んできた日本喫茶文化の発祥と継承の地であり、世界の宝としてユネスコ（国際連合教育科学文化機関）世界文化遺産登録を目指すこととし、可能性検討委員会を立ち上げ、取り組んでいただいております。

本町の農業事情を見ますと、茶業を核とした農業経営となっており、また、お茶の製造、加工販売、通信販売等の事業者もたくさんおられます。このようなことから、宇治田原町の茶業を後世に引き継ぐための施策として、「宇治田原・宗円の郷」を今後のモデルとして、機械化により省力化を図ることにより、後継者育成を図っていくこととしており、また昭和40年代前半から本格的な山なり開墾として各地で取り組まれてきました構造改善事業による既存の集団茶園も50年を経過していることから、随時改良の時期となっているところです。平成23年度から、宇治田原町の要望を府において取り入れていただき、改良手法について調査研究をしていただいております。私も、既存茶園の整備改良が必要と考えていたことから、一日も早い事業化に向けた取り組みを加速していきたいと考えておるところでございます。

御指摘のお茶以外の米づくり、野菜づくりにつきましても、国が打ち出している強い農業づくりの観点から、地域特産物のさらなる振興、発展させなければなりません。本町におきます京野菜ブランドであるミズナや夏秋キュウリ、ころ柿などの定着した特産物の促進と、平成24年度から本格的な産地化を目指すこととして、京都やましる農協管内での万願寺とうがらし部会も発足したことから、希望される農家への情報提供や野菜経営安定対策事業にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

具体的取り組みについてでございますが、生産、加工、販売までを見据え、6次産業化を目指した調査研究等について関係機関と十分協議する中で、具現化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、町外者と地元住民の交流の場を設けるという問いに対する答弁がなかったように受けとめましたので、改めてまた答弁願いたいと思います。

この件に関しまして、具体的な取り組みなり、計画等あれば提示願いたいと思いますし、どのようなイメージを描けばよいのか、御所見を伺いたいと思います。

また、先ほどの答弁で、「宇治田原・宗円の郷」を今後のモデルとして、機械化により省力化を図ると言われましたが、本町の地形等を考えたときに、厳しい選択を余儀なくされると思いますが、今後、逐次整備されることであろう集団茶園については、乗用刈り取り機をベースにした整備計画を考えていくのか、お伺いいたします。

また、既存茶園の整備改良が必要と考えていることから、一日も早い事業化に向けた

取り組みを加速していきたいと御答弁いただきましたが、本町において、今、大福の開墾地の集団茶園整備が計画されておりますが、今後、大福を含めた地域、面積をどれぐらいの年数をかけて整備改良していこうとされているのか、今後の計画としてリスト化し、まとめたものを、早急に御提示願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、農荒廃地を解消しますと言われていますが、町レベルなのか、あるいはまた地域レベルか、それとも個人ベースなのか、どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

現在、見た目は荒廃地になっていますが、実際は休耕田にて処理されている田も多くあるように伺っています。町長がそこまで打ち出しておられるのであれば、この際、もっとしっかりとした線引きとして、徹底的に整備して荒廃地を皆無に向けた取り組みも必要であります。どの程度まで実施されようとしているのか、お伺いして、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、農業施策について御答弁を申し上げますが、町外者と地元住民との交流の場づくりについて、現在、都市との交流事業で、糠塚環境保全会が主体となっていただき、袋谷親水公園でため池学習や、稲刈り体験などを通じた都市住民との交流イベントを実施していただいております。垣内議員もその先頭に立っていただいております。引き続き、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、21お茶のふるさと塾におきましても、お茶摘み体験やお茶の飲み比べ講座などで多くの町外者を受け入れていただいております。今後も、多くの都市住民の方との交流の場づくりを進めていく、例えば体験農園や農地のオーナー制度などについて取り組めないかと考えており、先進地事例などを研究していきたいと考えております。

次に、今後の整備計画についてでございますが、集団茶園西ノ山をモデルと位置づけ、乗用機械の導入なくして後継者対策が進まないことから、若者が働きたくなる整備計画をしていかなければなりません。今後は、西ノ山のような山林を大規模に伐採して造成していくような手法は難しいと考えており、既存集団茶園をベースとして、水田や山林を巻き込んだ造成計画が望ましいのではと考えておるところでございます。

23年度から、京都府を中心に中山間地で条件不利地である茶産地の和束町、南山城村と本町におきまして、宇治茶の基盤整備プロジェクト事業において、既存茶園の再造成に向けた調査、研究を行い、各町村1カ所のモデルとして本町からは大福集団茶園の

調査を行っているところでございます。本町の既存集団茶園組織としては11団体あり、昭和39年度に宇治田原町で最初の山なり開墾としての構造改善事業を実施した大福茶園が、3年後には植栽後50年となり、老朽化が著しく進んでおり、またほかの団地においても順次改良していく時期を迎えます。

今後の整備改良についてですが、大福団地につきましては、地権者と協議を加速させ、関係機関との許認可業務を進めるなどで、2年から3年後には工事着手できないかと考えており、ほかの団体については今のところ未定であるため、大福での事業計画などを参考に、改良に向けた指導をしてまいりたいと考えております。

荒廃農地対策につきましては、特に水田の転作の取り組みの経過により、山間地の条件不利地で拡大しており、もちろん町レベルで取り組まなければならない課題であります。町農業委員会において、平成20年から制度化していただいている農地バンク登録制度において、約8反分の利用権設定が完了しており、また平成21年度の改正農地法により、一般企業等の農業参入ができることとなり、本町におきましても社会福祉法人の障がい者就業対策としての解除条件付きの3条賃貸契約で、2町2反分の移動があり、約1町近い荒廃地を解消してきたところでございます。

また、先ほど述べましたように、荒廃地と山林を巻き込んだ茶園造成を進められないかも研究していきたいと考えておるところでございますので、何とぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、施策の3回目の質問をさせていただきます。

施策の中で、特にインフラ整備の促進が重要であります。特に新名神高速道路は平成35年に完成いたしますが、並行して山手線も同時期を完成目標にするとなれば、国なり、府なり、あるいはまたNEXCOとの調整も不可欠であります。いずれにいたしましても、直接かかわるのは本町がやはり積極的に動かなくては何も進まないと思います。とりあえず、今、南バイパスのほうはできておりますが、その延長から新都市ゾーンのところぐらいまでは、早急に約1キロぐらいの距離を調整あるいはまた研究に入り、具体的なアクションを起こしていただいて、目に見えてですね、ああ、進んできて、なるというのが住民から実感できるような取り組みを、ぜひお願いしたいわけですが、町長の建設的な御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 宇治田原山手線の整備促進についてでございますけれども、宇治田

原山手線の整備については、京都府、また西日本高速道路と十分連携する中で整備を促進してまいりたいと考えておるところでございます。

新年度には、宇治田原山手線整備促進に向けた調査を実施することとしており、議員御指摘の区間のみでなく、未整備区間全線を視野に取り組みを進めてまいる所存でございます。宇治田原山手線の未整備区間の早期実現に向け、私としても、最優先課題の1つとして位置づけ、取り組んでまいりますので、御支援、御鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3件目の質問をさせていただきます。

3件目は、庁舎の耐震対策についてお伺いいたします。

庁舎の耐震改修については、12月議会でも確認いたしておりますが、平成25年度から3カ年をかけて考えており、現在、バリアフリー改修、老朽箇所の改修とあわせて工事实施のための調査、関係機関との協議及び詳細設計を行っているところであるというように12月では答弁をいただいております。

一方、西谷町長は、2012年度当初予算で耐震改修実施設計費1,860万円は議会で可決されておりますが、昨年8月13、14日の豪雨被害を勘案すれば、有事の際、災害対策本部となる現庁舎は河川に隣接しており、時間雨量100ミリ降った場合の被害想定をした上で再検討し、改修か、新築移転か、結論を出すべきと考えているとっておられるわけでありませう。

町長は、現状の計画を一旦白紙に戻し、再検討しようとしているのか、また検討の結論はいつごろまでに出していただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 庁舎の耐震対策について御答弁を申し上げます。

庁舎の耐震対策につきましては、平成24年度事業として工事实施設計を行っており、関係機関との事前協議を進めているところですが、東日本大震災の検証等をもとに、全国的に災害応急対策活動の拠点としての庁舎の重要性が再認識されるようになってまいりました。このような中、本町庁舎の敷地については、京都府の田原川浸水想定によりますと、平成12年9月の東海豪雨に相当する降雨、1時間雨量95ミリで48時間雨量512.7ミリより田原川は氾濫し、そして50センチ未満の浸水深が想定されておりますことや、また昨年8月の京都南部豪雨の災害状況からも安心・安全なまちづくりを推進する上での災害応急対策活動拠点としての庁舎のあり方等を含め、再検討すべ

きと判断し、平成25年度事業については当初予算への計上を見合わせたところで、今後、災害応急対策活動の拠点としての重要性並びに新名神高速道路の開通及び宇治田原山手線の整備等、まちづくり全般を見据えた上で、議会とも御相談をする中で、改修か、改築かを判断してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま御答弁をいただいた内容では、震災よりも豪雨災害を想定したときの対応にウェイトをかけて判断したというような意向のようではありますが、確かに水害という部分も見逃すわけにはいきませんが、私は、それ以上に震災のほうが予測もつかないし、また大震災が発生したときは被害そのものも大きくなると思うわけでありまして。また、災害応急対策活動拠点としての庁舎のあり方等を含めて再検討すべきと判断したと言われておりますが、その中で、新名神高速道路の開通及び宇治田原山手線の整備等、まちづくり全般を見据えた上でというようなお話もございました。改修か、今、新築かというよりも改築と言われましたが、そこら辺は新築という部分で、私は解釈をしておきたいと思っておりますが、判断したいと言われておりますが、結論は先送りしたいというお考えが見え隠れします。先送りにも限度がございます。いつごろまでに結論を出すのか、明確なお答えをいただきたいと思っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほど御答弁させていただいた改修、それと新築でございますので、訂正させていただきます。申しわけございません。

それでは、2問目でございますけれども、これまでの庁舎の耐震診断を実施し、耐震改修を計画してきた主たる目的につきましては、役場を利用する住民の皆さん及び庁舎内で働く職員の生命を守ることにありますので、耐震対策を講じることは喫緊の課題と認識をしております。

今日まで未対策であったことにつきましては、学校施設や他の公共施設の耐震改修を優先してきたためであり、決して先送りするとの考えではございません。耐震改修であれ、また新築であれ、住民の命を守るという主たる目的に変わりはありませんので、至急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

現庁舎は、築50年経過しておりますが、今、耐震対策を行っても一時的な対策に過ぎず、多額の金をかけて対策しても、今後、長期にわたって30年、50年対応できるかといえども無理と思われ、限界であります。今、思い切って更地に新庁舎の検討を始め、防災センター機能を備えた新庁舎を建設すべきであると考え、前向きに検討願いたいところであります。

予算についても、以前に計画されておりますよりも、相当圧縮できると思います。将来どのようなイメージを描いておられるのか、再度、町長のお考えを、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 役場の庁舎本館の1、2階部分のRC造の建物については、建築から54年が経過しておりますが、構造部分のコンクリートについては、中性化等の劣化は進んでおらず、必要十分な強度も持ち合わせております。屋根などの雨漏りの修繕を行い、適正な管理を行うならば、相当の期間について問題はないと考えております。

しかしながら、現在の施設機能の維持は可能でも、増築などの機能拡充には限界があるのも事実でございますので、本町としても、必要な庁舎機能を防災面も含め再点検した結果、現在の庁舎では不十分と判断するならば、新庁舎建設に即着手してまいりたいと考えております。

新庁舎建設に係る費用につきましては、庁舎の規模、また配置、求める機能により大きく変化するものでございますので、現段階では申し上げることは困難なところでございますので、御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、耐震の関係についてちょっと御意見を申し上げたいと思います。

今、町長のほうから、1、2階についてはですね、さほど問題がないと御答弁いただきました。この庁舎については、耐震診断を行ってから、もう既に7年が経過するわけでありまして。診断結果は、町長も御存じだろうと思いますが、本館の1、2階が0.25であります。財政課の東の、ちょっと中2階については0.26。しかしですね、この本館の3階に至っては0.02という、極端に弱い構造になっておるわけでありまして。こういった係数が、既に報告されておるわけでありまして。この数字から判断してもですね、早急に耐震対策をしなくてはいけないというのは、これはもう一目瞭然であります。このことは、もう町長も十分よく御存じだろうと思いますので、今後、積極

的なですね、やはり検討と前向きな対応、ぜひお願いいたしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、4件目であります、4件目は学校教育について御質問させていただきます。

まず、1点目は、新学習指導要領について伺います。

週5日制、子供がゆとりある生活の中で個性を生かしながら豊かな自己表現を図ることを目指し、公立小・中・高を対象に、平成4年9月から土曜日を月1回休み、そして平成7年4月から月に2回休みと、段階的に実施され、平成14年4月から完全実施に移行されております。学校と家庭、地域社会が連携し、子供がみずから考える力を育むことが目的とされたことが、必然的に授業時間が減り、学力低下を招いたゆとり教育による学力低下の反省等から、新学習指導要領の改訂で、授業時間数は小学校は6年間で278時間、そして中学校では3年間で105時間それぞれ増加し、本町においても夏休みの短縮等で大きく変化してきたわけであり、授業時数もふやした新学習指導要領が、小学校で平均23年度から、中学校では本年度から実施されておりますが、現状の実施状況についてお伺いいたします。

また、小・中学校における新学習指導要領移行の成果及び問題、課題等について教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

2点目は、新学習指導要領とは別に、今、文部科学省は、現在、公立学校で実施されている完全学校週5日制を見直し、土曜日にも授業をする週6日制導入の検討を始めております。私立の中には、既に土曜日授業を続けている学校も多くあると聞いておりますが、公立の学力格差拡大の懸念を払拭する狙いもあるように言われております。今後、このような取り組みが具現化されるようなことになれば、それに対しての準備と対応策を検討していく必要があります。きょう、あすの問題でないわけであり、問題、課題の整理ぐらひは必要であります。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

この件に関しては、授業時間確保の一手として、一部の学校では国に先行して土曜日授業を実施する動きが一部で広がってきておるといふふうにも聞いております。子供たちの学力向上を目指す学校もあらわれてきているとお聞きいたしますが、今後、文科省の検討を踏まえて、どのような対応をしていくのか、常々頭に入れながら検討していく必要があります。本町においても、新学習指導要領の全面実施を控え、授業時間数の確保のため、夏休みの短縮を急遽決定されましたが、特に大きな問題もなく進捗したわけですが、今後、国及び府の動向を踏まえ、慎重な対応が必要であるというふうに思うわけであり、教育長のお考えと対応策について御見解を伺いたいと思います。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 改めまして、おはようございます。

平素は、教育行政の進展に何かと議員の皆様方には御理解とまた御支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、垣内議員の御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、新学習指導要領では、ゆとりか詰め込みではなく、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成の両方が大事であるとされております。そして、それぞれの力をバランスよく伸ばさせるため、教科の時間数を大幅にふやまして、各教科の指導内容の改善が行われました。そして、平成23年度から小学校、平成24年度から中学校において完全実施されました。

本町におきましては、平成23年の4月に管理運営規則を改正いたしまして、夏休みを5日間短縮いたしました。そして、新学習指導要領が求める標準授業時間数を小学校で約60時間、中学校で約40時間上回る指導計画を立て、ゆとりを持って指導しておるところでございます。この結果、年間授業時間数は町立の3小・中学校とも十分に確保できております。

次に、新学習指導要領へ移行してからの成果といたしましては、算数、数学科を例にとりますと、児童・生徒のつまずきやすい内容を確実に習得させるための繰り返し学習や、知識・技能を活用し、児童・生徒みずからの考えを発表する場を取り入れた授業等が行われるようになってまいりました。

また、本町が独自に配置いたしました補助教員を活用いたしまして、基礎学力の定着を図るため、各校とも、京都府学力診断テスト、またCRTテストなどの分析結果を踏まえまして、個に応じたきめ細かな指導が行われるようになってまいりました。

最近問題になっております規範意識や人を思いやり、尊重する心など、豊かな人間性を育む取り組みといたしまして、府教委が作成しております「京の子ども 明日へのとびら」などをはじめ、各小・中学校で採用いたしました道徳の副読本等の資料を有効に活用する道徳の時間の指導も着実に行われるようになってまいりました。規範意識やコミュニケーション能力を高めることによる社会性の育成につきましては、本町の小中一貫教育推進委員会生活部会と連携した学級活動や外部講師を招聘しての非行防止教室等が行われるなど、着実に成果が上がってきております。

課題といたしましては、小・中学校とも、本当に質・量とも充実された分厚くなりました新教科書の中身を児童・生徒にわかりやすく教えるため、本町が導入いたしました

電子黒板、また電子教科書等の活用も含め、いわゆるICT利活用を一部の教科だけでなく、全ての教科で日常的に行うことが大切であります。各種情報機器を活用し、子どもたちの目が生き生きと輝く授業を行うことにより、児童・生徒の教科に対する興味や関心が一層高まり、ひいては学力の向上につながりますので、教育委員会といたしましては、各校に対し、引き続き指導、助言をしていきたいと考えております。

次に、学校週5日制の見直しと土曜日の授業実施についてお答えいたします。

本町では、先ほども議員御指摘のとおり、夏休みを短縮した関係で、年間授業日数は十分に確保できております。しかし、土曜日を活用した地域に根差す多様な教育活動を展開するため、来年度から児童・生徒の振替日を設けない教育課程に位置づけた土曜授業を小・中学校とも学期1回、年間3回程度実施する方向で学校と調整しているところでございます。

教育委員会といたしましても、国や府の動向をしっかりと把握し、学校週5日制の見直しの動きにおくれをとることのないよう、対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

新学習指導要領については、定着し、安定向上を目指し、最終的には個々人の個性を最大限生かしながら、より一層充実させて学力向上にも結びつけていく必要がありますが、今後の取り組み及び教育長のお考えを伺いたいと思います。

一方、現在、田原小学校及び宇治田原小学校の全ての学年において2クラスにて対応されておりますが、来年度は宇治田原小学校において、新入児童数が現状で32名と聞いております。本来は1クラスであります、2クラスが確保できるようにならないのか、それとまた1クラスとなれば厳しい対応となるため、十分なフォロー体制が必要と考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは、新学習指導要領の定着に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

小学校では、新学習指導要領による教育課程2年目が終わろうとしておりますが、児童が毎時間の各教科の授業が楽しみだと言ってくれるような魅力ある授業を先生方に行っていただくことが、何よりも重要なことでもあります。

さらに、町独自の学力充実補助教員を十分活用し、小学校1年生からおくれ、つまり

きのある児童に対し、個別のきめ細かな指導を行い、小学校の段階から基礎、基本の定着を図ってまいりたいと考えております。

また、第5、第6学年で、週1時間、新学習指導要領で新たに教科として位置づけられました外国語活動につきましても、児童にとってより魅力ある授業となるよう、来年度1名増員する予定の英語指導助手、いわゆるALTを小学校に配置し、1年生から英語や異文化に触れる機会をふやし、小学校段階から国際感覚を身につけた子どもたちの育成に取り組みたいと考えております。

また、中学校では、今年度から各学年とも、議員御指摘のとおり、標準授業時間数が年間980時間から1,015時間にふえましたが、生徒に確かな学力をつけることが課題であります。

小学校と同様、町の学力充実補助教員を積極的に活用いたしまして、基礎学力の定着していない生徒に対しまして個別指導を徹底させたいと考えております。

今後、小中連携を一層進め、中学校教員が小学校の児童に対しまして国語あるいは算数の学力実態をきめ細かく把握し、基礎学力や学習意欲、生活習慣等にかかわる解決すべき課題を明確にすることにより、個に応じた指導をさらに徹底させたいと考えております。

特に、来年度、中学校に新たに配置予定の小中一貫教育コーディネーターを活用し、小・中学校の教員が連携した組織的、計画的な学力充実に向けた取り組みを行う予定でございます。

次に、2つ目の町立小学校の学級編成についてお答えいたします。

まず、田原小学校につきましては、来年度、第2学年と第3学年におきまして府の少人数学級編成を活用し、2学級編成を予定いたしておりますので、学級数は特別支援学級を含めまして25年度14学級となり、今年度と変わりません。

御質問の宇治田原小学校では、今年度は第2学年を少人数学級編成を活用し、2学級といたしました関係で、特別支援学級1学級を含めまして13学級で編成いたしました。来年度は、新1年生の入学児童数は今のところ、先ほど議員御指摘では32名とおっしゃられましたけれども、さらにふえまして35名を予定いたしておりますので、府の基準により1学級編成となります。第3学年につきましては、38名を予定し、少人数学級編成が可能で、2学級編成となります。したがって、来年度は、普通学級が1学級減の11学級、特別支援学級が1学級ふえますので2学級となります。したがって、今年度同様、トータルでは13学級編成となる予定でございます。

第1学年につきましては、府及び町単費の補助教員を重点的に活用いたしまして、いわゆる小1プロブレム等に対応できる指導体制を組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、少し意見を述べさせていただいて終了いたしますが、新学習指導要領も、緒についたばかりでございます。さらなる向上を目指した取り組みをお願いしたいと思いますし、今、学級編成のお話もございました。ぜひ、十分なフォローと体制づくりをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） それでは、5番、今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、町長の政治姿勢についてであります。

先ほどの垣内議員の御質問にもございました一党一派に偏しない中立で公平・公正な立場での行政運営についてでありますけれども、既に御答弁をされました内容を受けまして、お聞きをしたいと思います。

行政運営については、当然、一党一派に偏しない中立で公正・公平な立場で行っていくと、そういう御答弁でしたけれども、さきの町長選挙に際しまして、日本共産党宇治田原町支部が、両候補に出ささせていただきました公開質問状におきましては、誠実に御回答をいただいたというふうに思っております。その中で、一党一派に偏しない中立公正な行政運営をすべきであるという質問に対しまして、西谷陣営からは、行政運営に当たっては中立、公平・公正であるべきと考えますと、こういう御回答はいただきましたけれども、一党一派に偏しないという文言はございませんでした。これは、先ほど垣内議員もおっしゃいましたけれども、選挙戦におきまして著しく一党一派に偏していたからではないかというふうに思うわけです。選挙であれだけ支援をされ、推薦をされ、また逆に国政選挙ではこれまで自民党の候補者を応援されてきた西谷町長ですけれども、その自民党の国会議員の皆さん、自民党の政権が一体どのような政治を推し進められているのでしょうか。この間だけでも、生活保護基準の引き下げや年金減額など、社会保障費の削減や地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げ、さらには、今、垣内議員の御質問にもありましたけれども、35人学級のね、実施も決定もしてお

りましたけれども、これを見送る、こういう施策が消費税の増税実施とあわせて行われようとしております。暮らしと経済の深刻な事態をますます厳しい方向に導き、自治体の役割そのものを弱め、一層地方を切り捨てる方向を打ち出しているではありませんか。

西谷町長も、施政方針演説の中で地方交付税の引き下げについては触れられてはおりましたけれども、一切遺憾の意をあらわすこともなく、反対の声を上げるでもなく、ただただ国の動きを注視するとされているだけであります。このこと自体、一党一派に偏していると言われても仕方がないのではないのでしょうか。こんなことで、宇治田原町を、また宇治田原町住民の生活を本当に守れると言えるのでしょうか。住民に不利益をもたらす国や府の政策について、きっぱり住民の立場で物が言えるのでしょうか。この点で町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 今西議員の政治姿勢についてお答えいたします。

確かに、議員御指摘の公開質問状の一党一派に偏しない中立で公正・公平な行政運営についての質問事項に対しまして、私は、行政運営に当たっては、中立、公平・公正であるべきと考えますと御答弁をさせていただきました。これは、行政運営に中立、公平・公正であるには、一党一派に偏しないのが当然のことです。ことから、あえて一党一派に偏しないというフレーズを使ってお答えをしていないわけで、一党一派に偏するという意味ではございませんので、そのように御解釈を改めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

私は、一党一派に偏することなく中立で公平・公正な立場で町政運営に当たってまいりたいと考えております。私は、1万住民の暮らしを守るリーダーとして、政権政党である自由民主党や、また京都府に対しましても、住民の立場で是非をしっかりと申し上げてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいま御答弁で、住民の立場で是非を申し上げていくということでした。

では、町長のその是非の基準ですね、住民の立場とおっしゃいましたけれども、何を基準に是非かを判断をされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

また、具体的に先ほども申し上げましたけれども、自民党政権が現在進めようとしている施策につきまして、是とするのか、非とするのか、お聞きをしたいと思います。

1つ目には、生活保護基準の引き下げ、年金減額などの社会保障費の削減について、
2つ目には、地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げについて、
3つ目には、35人学級実施の見送りについて、以上は、町長の判断として是とするか、
非とするか、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 是非の基準は、その政策が住民福祉の向上にどのような影響を与えるか、慎重には判断すべきと考えておるところでございます。

議員が挙げられました具体的な問題につきましては、端的に申し上げますと、非となりますが、社会保障と税の一体改革などの財政問題を抱える中、まさしく総合的かつ慎重な判断を要する課題であると考えておるところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 当然のことですが、国の政治がね、住民の生活に大変大きな影響を及ぼすことは言うまでもございませぬ。国の問題はね、国で判断をされるわけです。今、御答弁ありました社会保障と税の一体改革とか、国の財政状況とか、それは国の議論なわけでありませぬ。その国の議論や判断に影響を与えるのがやはり世論です、国民の声であり、地方自治体の声なわけでありませぬ。町長としてはね、国のことや自民党の政権をおもんぱかってね、あれやこれや理由をつけて真の住民の声を伝えることができないようではやっぱり困るわけです。そういう意味では、町長として、住民の声をしっかりと届けていく、あかんことはあかん、はっきり言う。その選挙戦でも強調されておりました太いパイプをです、十分利用していただいて、はっきりと物を申し込みたい。それが町長の役割であるというふうには指摘をしておきたいと思ひます。

それでは、2つ目の水道料金について、基本水量の見直しについてお伺いをいたします。

この間、この問題につきましては、何度も一般質問でも取り上げてまいりました。京都府下でも2番目に高い基本水量であること、また核家族化が進むなどして、基本水量に達していない世帯が3割以上にも上る現状であること、基本水量以下の世帯では節水をしてその努力が料金に反映されない仕組みであることなど、御指摘を申し上げ、基本水量の見直し、基本料金の引き下げを求めてまいりました。

西谷町長も、重々御承知をいただいていることと思ひます。町長は、住民目線を一番に住民の気持ちに立った町政運営をしていきたいとされましたけれども、住民の立場で、

今の水道料金体系をどのように思われるでしょうか。

また、先ほども申しあげました我が党の公開質問状に対して、西谷陣営は、基本水量を細分化をし、料金に反映すべきというふうに御回答をいただきました。具体的にどのようにされようとしているのか、お聞きをいたします。

次に、水道料金の負担軽減についてお聞きをいたします。

この間、ひとり暮らしや高齢者世帯、住民税非課税世帯などで基本水量以下の世帯を対象に、水道料金の減免の適用をしていただきたいと訴えてまいりました。町長は、選挙中に配布をされましたこのビラの中でですね、高齢者福祉サービスの充実の一環として、高齢者世帯への支援を挙げ、水道料金の負担の軽減を掲げておられます。ぜひ、具体化をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、基本水量、また水道料金についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の基本水量と基本料金との見直しについてでございますけれども、上水道の水道料金につきましては、昭和47年7月の創設から今日までの間、昭和57年5月、平成5年6月と2回の改正を行ってまいりまして現在の水道料金の体系となっております。約20年間、料金体系の見直しは行っておりませんが、逆に申し上げれば、約20年間、料金の値上げを行っておらず、実質的には消費税の導入、また消費税率アップの際には消費税相当額の値下げを行ってきた経過があります。その料金体系では、水道管口径20ミリの場合、1カ月当たり基本水量20立方メートルまでの基本料金が2,500円となっておりますが、現在の料金体系だからこそ水道事業の経営、運営の努力をする中で、現在まで料金改定することなく維持できていると言えます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、口径20ミリの基本水量、京都府内で比較しますと、ほとんどの水道事業体の基本水量は本町基本水量の半分以下となっており、本町では約35%の利用者が基本水量以内での使用となっております。また、節水は水資源を確保しておくという大切な役割を持っており、節水意識の向上のためにも、基本水量の引き下げは有効であり、現状の料金体系、基本水量の見直し検討は、私自身、必要と考えておるところでございます。

ただし、基本水量見直しの前提条件として、将来にわたり清浄な水を安定的に供給できる体制が維持できるものでなければなりません。健全な水道事業運営が行える料金体系でなければなりません。そのためには、水道事業運営を取り巻く状況変化の確認、予

測、また基本水量見直しによる料金収入面などの水道事業運営への影響を検証する必要があり、その検証から取り組んでまいりたいと考えております。検証・検討の結果によりましては、水道料金体系全体を見直す中での基本水量の見直しとなることも考えられます。

次に、2点目の水道料金の負担軽減についてでございますが、高齢者福祉サービスの充実を目指して、この支援施策の1つとしては、高齢者世帯への水道料金の負担軽減ができないものか、検討が必要と考えております。府内で高齢者を対象とした水道料金の軽減制度を実施している水道事業者もありますので、制度を調査し、また1点目と同様、軽減制度の実施による水道事業運営への影響を検証する上で、検討していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 現状の料金体系、基本水量の見直しを検討していくと、さらには水道料金の軽減策についても必要性を感じているということで検証に取り組んでいただけるということで、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

1点、2つ目のその高齢者への軽減制度についてはね、福祉施策の一環だということで、軽減に係る費用についてはですね、例えば一般会計からの繰り入れということもあり得るのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

さらには、検証にどのくらいの時間を要し、検討する時期についていつごろと考えておられるのか、その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 基本水量の見直しにつきましては、また水道料金の負担軽減についての検証・検討の実施時期についてでございますが、基本水量を引き下げた場合の検証につきましては、平成25年度のできるだけ早い時期に、平成24年度の実績をもととして数パターンのシミュレーションを行い、水道事業運営への影響をまず確認したいと考えております。

また、検証結果を踏まえての料金体系の検討につきましては、さまざまな課題が見えてくると思われれます。その結果を踏まえて慎重に進めていきたいと考えております。

もう1点の高齢者世帯への水道料金の軽減についても、府内で実施されている制度内容を調査し、一般会計への負担も考慮に入れ、できるだけ早い時期に本町水道事業で実施した場合のその影響は検証したいと考えておりますので、御理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 住民の皆さんはね、使った分を払うのはね、もうそれは当然やというふうに思っているわけですね。使っていない分まで何で払わなあかんねんというのが、やっぱり実感なんですね。そこは、十分御認識もいただいて、住民の皆さんが納得する料金体系のね、検討に向けて、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、3つ目の高校生の通学費の補助についてお聞きをいたします。

1点目は、補助の考え方についてであります。高校への進学率は97%を超えており、ほとんどの子供たちが高校へ進学をするという昨今でございますが、御承知のとおり、町内には高校がございません。高いバス代は保護者の大きな負担となっております。子供さんが高校生になるのを機に、町外へ引っ越されたという方も現におられます。町長は、このような実態を十分御承知いただいていることとは思います。高校生の通学費補助の基本的な考え方についてお聞きをいたします。

次に、補助の増額についてですが、選挙中の新聞社のインタビューにお答えになりまして、西谷町長はこのようなお答えをされております。まず、2分の1程度まで拡充後、段階的に拡充をし、全額補助を目指すというふうにお答えになっておられます。新年度予算では、補助の増額、拡充をされるということですが、半額ということにはなっておりません。今後、どのような段階を踏んで全額補助を考えておられるのか、その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 高校生の通学費補助について御答弁申し上げます。

補助の考え方についてでございますが、高校生通学補助は、保護者の負担軽減と路線バスの運行を補助することを目的として、平成5年度からスタートいたしました。そして、今日までの間に、幾度かの改正を行う中、目的を達するために運用いたしてまいりました。当該補助制度は、あくまで補助であり、給付する内容ではありませんので、制度の趣旨に則り、申請主義に基づいて補助させていただいております。本町の地理的条件や交通事情からして、高校については町外へ通学することを余儀なくされる状況であり、保護者の負担に関しても相当なものとなることは認識をしております。

このことから、補助制度の趣旨を踏まえて、引き続き継続実施する考えでございます。補助の額についてでございますが、可能な限り負担軽減に努力してまいりたいと考えております。

今回は、従来からの補助率を2分の1から3分の2へと見直し、補助額ベースはおお

むね現行の1.3倍程度まで引き上げたいと考えております。これを年間の負担額に置きかえますと、現行では年間総負担額に対して20から30%に相当する補助金額であったものが30%から50%に増加させていただくことになります。補助額を段階的に引き上げ、全額補助を目指したいという考え方につきましては、今も変わりはありませんが、財源的に措置できるや否やという問題もあり、即、実現させるということには無理があるというのが実情でございます。また、今回の改正により、従来制度では対象外であったバスを利用しない生徒の保護者に対しましても、交付することとしたいと考えております。いわゆる給付も行うとしたものであり、これにより、対象者の拡充も行えるものと考えております。

今後も、財源の確保につながる施策を進める中で、可能な限り増額に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいま御答弁をいただきましたけれども、今回の改正でですね、30%から50%、半額補助をされる場合も出てくるんですか、ちょっとその点、確認をしたいと思います。私の計算ではですね、30%から40%ぐらいの割合で補助がされるというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 今、申しわけございませんけれども、先ほど申し上げました現行では年間総負担額については、20%から30%相当に補助金額があったものが30から40%に増額させていただいたということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） この間ね、ずっと制度も、充実も拡充もしていただいているというふうに思っております。ただ、その教育委員会のね、その運用の仕方がこう……、ころころ変わっておるようで、保護者の中に非常に混乱を招いております。同じように通っているのに、去年もらえたけども、ことしもらえへんとかね、そういうことも現にあったようでございますので、その辺は、先ほどの補助の考え方についてね、保護者の負担をできるだけ軽減したいと、そういう気持ちで対応していただきたい、これは切にお願いをしておきたいと思っております。

それと、毎年ですね、その対象の子供は変わっていくわけですね。来年度3年生の子

は、再来年度はもらえないわけですよ。そういう意味からいったらね、そう小出しにするんじゃないでね、やっぱり一気に、インタビューで答えておられたようにね、半額ぐらいまではね、来年度ぜひ持って行ってほしかった。とりあえずですね、その初乗り運賃を引くとかね、そういうこと、方法じゃなくてね、かかった金額の半額補助ぐらいからはね、スタートすべきやというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 3回目の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、できるだけ保護者の負担軽減をしてみたいという気持ちは私も十分持ち合わせてる中で、やはり、先ほど申し上げましたとおり、その50%、また全額という目標には取り組んでみたいと考えておりますけれども、財源等の確保に努める中で、今後も可能な限り考えてみたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） これも、いつも申し上げていることですがけれども、子供が高校生になったらもう引っ越さなアカんと、こんなことがね、あるようではやっぱり困るわけですね。定住対策ということで、町長も打ち出しておられます。ぜひとも、御努力いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○7番（谷口重和） 通告に従いまして、7番、谷口重和が一般質問を行います。

まずは、先般行われました町長選挙において当選されました西谷町長、当選おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

宇治田原町1万住民の先頭に立って、安心・安全、そして暮らしやすい、また地元産業全般にと十分に力を入れて、町政を発展させていただくことを期待するところであります。

さて、西谷町長は、選挙当時、新聞紙上において、私の記憶では、選挙のしこりは多少残るだろうとのコメントだったと思いますが、今現在の所信をお聞かせください。

そして、副町長は、行政経験者で6月ごろにと、これも新聞紙上にあったと思いますが、町長個人では腹に決めた人物がいるようにも理解できますが、その点どうか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 谷口議員の政治姿勢についての答弁をさせていただきます。

まずは、消防団で大変お世話になってきました大先輩であります谷口議員より、町長として大きな期待を寄せているというお言葉をいただき、大変ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御存じのとおり、さきの町長選挙は、町を二分する大変厳しい選挙でありました。議会議員の皆様におかれましても、それぞれのお考えやお立場があったことと存じます。正直に申し上げますと、選挙当選直後は、議員御指摘のとおり、そのような心配が少し頭をよぎったのは事実でございます。しかしながら、その後、議員の皆様や住民の皆様から町政運営に対する温かい、また心強いお言葉を数々頂戴する中で、このような心配は私の頭の中では現在は完全に消え去っております。それよりも、議会と行政の関係はよく車の車輪に例えられますように、両輪が緊張感を持って二元代表制の機能を十分発揮し、1万住民の福祉の向上と町の発展という1つの方向に向かって歩みを進めていかなければなりません。どうか、議員各位におかれましては、前奥田町政同様に、御指導、御鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

次に、副町長の選任についてであります。副町長の職は、申し上げるまでもなく、私の補佐役として大変重要な任務を果たさなければならない職であると認識しておるところでございます。したがって、その選任につきましては、議会とも十分な御相談を申し上げる中で、しかるべき時期に御提案をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、庁舎について質問いたします。

西谷町長の基本方針として、奥田町政の継承発展とありますが、庁舎は改築で行かれるのか、防災面に最適な好条件での場所で新築を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 庁舎について御答弁申し上げます。

私の基本方針につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、奥田町政を継承し、発展させながら、何よりも住民の皆様の思い、意見を色として、新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

その庁舎につきましては、先ほども垣内議員にも答弁させていただきましたように、耐震改修やバリアフリー化及び長寿命化だけを目的とした庁舎整備でなく、今年の豪雨

等、特に全国的に発生するゲリラ豪雨等も検証する中で、現場も含み、安心・安全なまちづくりを推進する上での災害対策の体制のあり方等を見直すべきと判断したところであり、今後のまちづくり全般を見据えた上で、議会とも御相談する中で、改修か、新築かの判断を行いたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 宇治田原山手線について質問いたします。

2013年度予算で、山手線整備促進調査事業として4,000万円の新規予算が計上されておりますが、その内容は。また新名神と同時ぐらいになるのか、それより早くできないものか、そして今現在南地区において部分的に開通していますが、工業団地までの開通は307号線の混雑からして急を要すると思っておりますが、その点をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 宇治田原山手線整備促進調査事業でございますが、大きくは2つの取り組みを予定しておるところでございます。

まず、1点目でございますが、宇治田原山手線の測量調査でございます。当該道路計画は、地形図をもとに道路のルートを選定したものでございます。今後、具体的な整備を行うため、現地測量や地質調査などを実施しようとするものでございます。

新名神高速道路の工事用道路として、宇治田原山手線の活用を西日本高速道路に対し要請しているところでございますが、工事用道路として終わる場合の整備と一般供用を前提とした整備とでは道路規格が異なってくることから、工事用道路を設計する以上の過分負担分を町事業として作業分担することを想定しているものでございます。

なお、具体的な工事用道路の設定は、現時点では明確になっていないことから、どの区間を調査するかにつきましては、今後の西日本高速道路及び京都府との協議を行う中で明確になってまいりますものでございます。

2点目は、宇治田原山手線沿道土地利用検討でございます。

宇治田原山手線整備効果を高めるため、沿道の未利用地について土地利用計画を検討するものでございます。これにより、計画道路と交差する道路形態も同時に検討し、地域経済の活性化に貢献できる道づくり、地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、宇治田原山手線の完成時期でございますが、新名神高速道路による町内交通増

加への対応との位置づけを行っていることから、平成35年度の新名神高速道路の完成に合わせて整備できるよう取り組んでまいります。

全線の一括開通が最善ではございますが、部分開通につきましてもあり得ると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、次に、ため池について質問いたします。

25年度のため池安全診断事業の予算200万とありますが、宇治田原町全体で60カ所、既に検査済みの池もあると思ひますが、池の堤防をより高度な技術検査をしていただく分において、この予算でどこまで検査ができるのか。思えば、京都南部において昭和28年8月14日、現代用語で言えば、すごいゲリラ豪雨に見舞われ、宇治田原町では特に南地区において被害が大きく、何カ所かの池が決壊し、家は流され、たしか7人の犠牲者まで出、そのときの雨量は600ミリに達したような話も聞いたような覚えがあります。昨年のくつわ池堤防の決壊は記憶に新しいところです。このようなゲリラ豪雨が、今、南地区に発生したならば、犠牲者は何人であるか見当もつかないと思ひます。昭和28年に決壊していない堤防は相当古く、危険性は非常に高いと思ひれます。ため池の診断結果と、またA、B、CのランクのA、緊急な対応が必要とはどのような対応が必要か、お伺ひいたします。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、ため池についてですね、ため池の安全診断についての質問にお答えをいたします。

本町のため池台帳により管理いたしております60カ所につきまして、京都府とともに危険度ランクという、特に危険なところがAでございます。危険度ランクAについては毎年、Bにつきましては3年、Cランクにつきましては6年ごとに現地調査を行い、診断結果によりまして、Aランクのため池管理者に結果を報告しております。

また、それによりまして改修が必要なところにつきましては、災害の未然防止のため、ため池管理者と現地立ち会いを行い、必要な対策を講じているところでございます。

また、平成23年度のため池診断結果によりまして、Aランクで9カ所、Bランクで35カ所、Cランクで16カ所でございます。このような中、近年、ゲリラ豪雨により、全国各地で被害をおよぼしていることから、平成24年度より3カ年計画を立てまして、危険度ランクが高く貯水量の大きいため池の高度な診断を緊急的に実施していくこととなり、御指摘いただいておりますとおり、南地区に危険箇所が集中しており、平成

24年度は平の谷池、滝の上池、本の谷池の機能診断を行い、現地調査は完了しており、報告書を作成していただいているところでございます。

毎年、京都府とともに実施している現地調査は目視によるものでございますが、今回のため池安全診断事業につきましてはより高度な診断とし、現地の簡易測量を行い、堤体の大きさ、また流域面積調査により洪水吐の規模、老朽化調査や目視による漏水状況を把握した中で、三角堰での漏水量の確認も行ったところでございます。

また、平成25年度予算で計上させていただいております調査費で、3カ所を計画いたしております。

今後、24年度に実施いたしました調査結果等を見ましてですね、緊急に改良工事等の対応をしなければならない箇所があれば、ため池管理者と協議を行い、国・府の制度を検討する中で、早急に事業化していきたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、西ノ山集団茶園について質問いたします。

集団茶園の開発造成に至っては、茶園推進室をつくり、綿密な計画設計のもとに生産者の方々とともに知恵を出し合い、協議を重ねて実行してこられ、相当苦勞もされて今日に至っていると思いますが、最初の植栽では、約30万本の苗木と聞いておりましたが、現時点においては道路からの目線で見える限りですが、枯れた空間が日々多くなっているように思い、ある生産者の方に聞きますと、枯れたところは植えてもまた枯れるという答えで、土壌改良を施せば育つ、しかしそれは大変なことでもあったと言っておられました。

今年度も、暗渠等、排水工事予算が計上されていると思いますが、何分面積が大きいのがゆえに費用も膨らみます。電気柵も完全に機能していなかったようで、イノシシがせっかく育った苗木を荒らし、夜中に数人で出て見回り、努力していることも聞きました。このままでうまくいくのかどうか、私個人、お茶のことはわかりません。経営に行政は介入できないと思いますが、5年、10年なり先には高品質の茶を生産し、商業ベースに乗せられる目標はいつごろの想定か、計画書なりがあれば、お聞かせください。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、5件目の西ノ山集団茶園についての御質問にお答えをいたします。

開発造成期間の監督管理、植栽後の行政指導についてでございますが、集団茶園整備事業につきましては、平成18年度の防災施設工事に始まり、平成19年度から21年

度までの3カ年継続事業として、宇治田原町の玄関口である郷之口西ノ山において造成工事に取り組み、平成22年2月から30万本の植栽を行い、実施完了したところでございます。

この間、造成工事につきましては、山林の伐採に始まり、100万立米規模の造成工事では、切り盛りゼロ設計として、土量の搬入、搬出を一切行うことのない工法で施工したところでございます。

事業における施工管理につきましては、京都府土地改良事業団体連合会に要点管理をお願いし、技術的なポイント指導、設計変更等の積算業務を中心に業務に当たっていただいたところであり、通常の請負者との工程会議や現場管理につきまして、担当課である茶業推進室職員により対応したところでございます。

工事期間中の事故や大きな苦情等もなく事業完了できたところでございます。しかしながら、植栽後において、畑の排水不良で生育しない場所があったことから、平成22年度で補完工事として暗渠排水工事を実施いたしました。いまだに1ヘクタール規模の圃場で生育不良があることから、国費を活用いたしまして24年度の補正をお願いし、抜本的な排水対策を予定いたしております。

また、植栽後の行政指導でございますが、入植者により法人日本緑茶宇治田原を立ち上げていただき、茶業に専念される土台づくりはできたことから、法人主導で実施されるものと考えておりますが、当初計画に沿った今後の設備導入などにつきましては、関係機関と協議しながら、指導、助言をしてまいりたいと考えております。

また、いつごろ事業をベースに乗せられるのかということでございますが、当初計画におきますシミュレーションによりまして、着工から14年先、まあ、植栽して10年後ぐらいですね、を見込んでおります。

これからは、法人のさらなる努力でよくしていただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。それでは、総括として提言させていただきます。

西谷町長の所信を聞き、町政運営にあっては行政と議会は車の車輪の例のように両輪が緊張感を持って二元体制の機能を十分発揮し、1万住民の福祉の向上と町の発展に努力し、公僕の意味を再度に確認し、町政運営に従事していきたいものであります。

次に、庁舎についてですが、既存の庁舎は、立地条件で非常に悪く、田原川がゲリラ豪雨等によって氾濫すると庁舎の機能が低下し、防災面においても指揮系統に問題が残る可能性があります。それに、RCの骨格構造は、耐用年数も過ぎ、改修工事も耐震やバリアフリー、エレベーター新設等々、聞こえはよいが、根本的には軸組構造がそのままでは10年もつのか、それ以上もつのか、マグニチュード幾らまで耐えられるのか、改修工事では正確な数値が出てこない面もあると思われます。さすれば、これは私案の一案であります。今、各自治体で問われております地産地消という観点から、新庁舎は、地元の木材で、純木造の平屋建築で、市町村合併を考えない場合では、木造庁舎は20年で建てかえ、隣接してそれは頑丈な集中防災センターを建設し、日本では本町だけにしかなく、全国が注目するような事業を展開してはと案じます。

次に、宇治田原山手線ですが、この件は一日も早い開通を望みます。

そして、ため池については、前文にもありましたように、特に南地区においては、昭和28年8月14日の大水害では多大な被害と約7人の犠牲者が出た、このような、またもっと大きな被害がいつ起こり得るかわかりません。ため池管理者といっても一個人、やはり管理は行政主導で確実な常時の管理がA、B、Cランク全域で必要であると感じるところであります。

また、西ノ山集団茶園については、3月7日に急な話で行政、そして生産者の代表の皆様と視察させていただき、いろいろと説明を受けました。排水が悪く荒れているところ、イノシシ被害で荒らされているところ等を見るにつけ、開発造成当時に茶の植栽造成に適していたか、設計施工がどうであったか、現開発地決定が地形的に多少なり無理があったのではないかと、少し疑問に思うところあります。しかし、何はともあれ、農事法人日本緑茶宇治田原が一日も早く生産を商業ベースに乗せられるよう願うところあります。

最後に、また何かあれば、委員会において具体的に提議させていただきたいと思いません。

これにて、私の質問を終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○8番（山内実貴子） 8番、山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、御存じのとおり、国費10.3兆円の緊急経済対策を盛り込んだ2012年度補正予算が2月26日成立いたしました。防災安全交付金、地域の元気臨時交付金には、通学路などの交通安全対策や待機児童解消に向けて保育士の待遇改善など、子育て支援についての予算も計上されております。これらの事業、交付金を我が宇治田原町でも大いに活用していただけることに期待をしております。

1つ目の質問でございますが、子育て支援についてお伺いいたします。

昨年8月に子ども・子育て支援法が成立し、12月議会において質問させていただきましたが、地方版子ども・子育て会議の設置、また子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査に関する予算も計上していただき、ありがとうございます。

その子育て支援に関するニーズの中で、保育施設の拡充として、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた認定こども園、また地域定着型の企業内保育所などを提案させていただき、家庭的保育や保育ママなどさまざまな対応もお願いしながら、やはり町立保育所のみでは保護者の保育ニーズには応えにくい現状と訴えさせていただきました。

その御答弁として、マンパワー的にはファミリーサポート事業を実施しているが、町立保育所での対応のみならず企業内保育所の推進や保育ママ制度など、企業や地域のマンパワーとも連携し、地域全体で子育てを推進することは、非常に重要なことと認識しており、今後とも子育て支援の人材育成や事業所への啓発等にも取り組んでまいりたいと考えているといただきました。

町立保育所では、毎年本当に苦心して保育スペースを工夫し、保育していただいている現状の中、さらなる保育施設の拡充をお願いしたいと思います。

ことしの初めに、奥山田考房のお話をお聞きする中、「やねだん」というDVDを見せていただきました。鹿児島県柳谷集落という過疎化が進む地域で、その復興と元気を取り戻すため住民みずから立ち上がり、さまざまな取り組みの中、活性しておられる過程のDVDです。その中で、住民の方々が、ともに声をかけ合い、助け合いながら、全て人海戦術で挑戦される姿に感動し、また決して内へ内へと引きこもってしまわず、開かれた地域へと他の地域の方もどんどん迎え入れ、見学会や来賓として空き住居を提供し、生活する中、さらに発展しておられます。何よりも、住民の方お一人お一人の笑顔が輝いているのです。

奥山田地区も、素晴らしい自然と語り継がれてきた風習、お茶や野菜、農産物など宇治田原町ならではのよいものがたくさんあり、それを生かして皆で取り組んでいこうとの熱い思いで、区長様はじめ有志の方々中心にその輪を広げておられます。こういった地域のマンパワーと、さらに周辺に広がる地域のお力も活用しながら、保育環境も大きな範囲で考えるべく、例えば他地域の民間保育園を招聘することなども視野に入れながら、さらなる保育施設の充実に取り組んでいただきたいと考えます。

潜在的な部分も含めての子育て世代のニーズに応えられる施策の実現のために、子ども・子育て支援法によって拡充が予定される施策について、本町の現状と課題、取り組みの方向性についてどうお考えなのでしょうか。西谷町長が就任された今、ぜひ大胆な御発想をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山内議員の子育て支援対策について御答弁を申し上げます。

平成25年度における町立保育所への入所申し込み状況ですが、昨年11月末に受け付けを行ない、その後の追加申請も含め審査しました結果、ゼロ歳児6名、1歳児26名、2歳児38名、3歳児33名、4歳児42名、5歳児36名、計181名について入所基準に該当すると認めましたので、2月中旬に入所承諾書を通知させていただいたところでございます。

しかしながら、ゼロ歳から2歳の低年齢児については、国が示す児童1人当たりの最低基準面積上、今回入所決定させていただいた人数で既に限度に達しており、このままでは年度途中に見込まれる追加入所者への対応ができない状況となっております。

こうしたことから、平成25年度予算におきまして、現保育所の部屋配置の見直しにより2歳児保育室を増床するとともに、子供用トイレや手洗い場を増設する費用を計上いたしました。また、施設整備だけでなく、3歳児を新たに複数クラスとするため、正職員の1名増員や発達障害児等に対する加配保育士の体制強化に要する費用も計上するなど、ゆとりある保育の実現を目指しております。

このように、子育て支援の充実は私の公約の大きな柱であり、今後とも良好な保育環境のもと、多様な保育ニーズに対応できるよう各種取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、内外の人や民間活力の導入による地域活性化の観点からの子育て支援ですが、議員御提案の他地域の民間保育園の招聘については、現時点では想定しておりませんが、

町内には町が誘致した民間の幼稚園があり、今後は幼稚園との連携や機能分担、また幼保連携を踏まえた認定こども園制度に関する議論等も必要になってくるものと考えております。

折しも、平成25年度から、子ども・子育て関連法の成立を受けた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての取り組みをスタートいたします。子供たちは、次世代を担う大切な大切な本町の宝であることの認識のもと、今後、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援を総合的に推進するためのさまざまな議論を進めてまいりたいと考えており、その中で将来的な本町の子ども・子育て支援に対するビジョンを描いてまいり所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 山内実貴子君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、まずは子育て世代のニーズ調査をしっかりとしていただき、そのニーズに応えられる多様な保育環境の充実をお願いいたします。そして、その情報を広く提供し、相談に対応してくださるべきだと考えております。

次に、公共施設の充実について伺います。

昨年12月、宇治田原町中央公民館あり方検討委員会の提言書をいただきました。この提言書の中で、中央公民館が実施してきた取り組みや公民館が果たしてきた役割と成果を十分評価した上で、利用率の低下や老朽化、また総合文化センターやその他公の施設等の状況やその有効活用なども考慮し、総合的な視点から今後の中央公民館のあり方について検討することとしたとあり、平成24年1月から5回にわたって検討され、まとめとして出されました。

その中で、中央公民館は、経過年数から、また建築基準法、耐震、消防法など全体的に考慮した場合、建てかえや大規模な改修は困難であり、閉館し、取り壊すことがやむを得ないとする。また、取り壊し後は、公の施設を有効活用するなどの対応が求められる。また、利用者や地域住民に丁寧な説明を行ない、利用者に配慮した代替策や跡地利用策の検討が望まれるとし、中央公民館の施設利用料と公の施設の使用料とのバランスを考慮し、施設使用料の改定についても検討を要するとあります。

中央公民館を利用しておられるあるサークルの方は、やはりその継続場所と今後の経費について不安を持っておられます。利用時間も、中央公民館では午前9時から午後10時という中で、ほかに使用できる施設はあるのかとのお声もお聞きしています。利用制限としての年齢にも、考慮が必要になってきます。

中央公民館の今後のあり方、また今後の代替施設、総合文化センターや他の公民館などや跡地についてどうお考えなのでしょうか、お聞かせください。

また、町全体の公共施設の有効利用について、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 中辻教育課長。

○教育課長（中辻 正） 中央公民館につきましては、昭和46年に建築され、住民の身近な生涯学習の場として、また唯一住民の交流の場としても親しまれてきました。しかしながら、築40年以上が経過し、利用者の固定化や利用率の伸び悩む中、雨漏りなどによる経年劣化が進み、特に耐震補強等さまざまな課題が生じてまいりました。

こうした中、今後の中央公民館のあり方や方向性やこれらに伴う対応策の協議、検討について、昨年1月に京都府立大学副学長であり公共政策学部築山教授を委員長とする6名で構成いたします中央公民館あり方検討委員会を組織し、各種資料による検討や現場視察、利用者へのアンケート調査の結果も踏まえ、総合的な視点での議論を重ね、昨年12月までの5回の検討委員会の結果、施設維持に係る多額な財政負担など全体的に熟慮した場合、建てかえや大規模改修は行わず閉館し、取り壊すことはやむを得ないと提言をいただきました。

なお、閉館に伴う取り壊しの時期や施設の利活用につきましては、今後できるだけ早く決定し、利用者の動向も加味し、利用者へのきめ細やかな情報提供など丁寧な対応が必要であるとの提言も受けております。

中央公民館にかわる施設のあり方としましては、地区公民館や公民館機能を持たせた総合文化センターをはじめとする公の施設の有効活用を図るとともに、施設の集約化や一部施設機能の見直しなどを行ない、跡地利用につきましても、議会や住民の意見を尊重し、進めてまいりたいと考えております。

また、町全体の公共施設の有効利用につきましては、総合文化センターを拠点とし、住民体育館の会議室や中学校の和みホールなどさまざまな施設がございますが、地区公民館も含め、施設利用料の整合性や施設の利用形態を整理し、有効な利活用の方向性を今後見出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 中央公民館のあり方、また町全体の公共施設を利用されているサークルの方々、またボランティアの方々、住民の方々のさまざまなニーズに応えられる公共施設のあり方について御検討をいただきます中で、乳幼児のような小さな子供たち

の遊び場、これは屋内、屋外も含めて、安心して遊べる公園等もお考えいただきたいと思います。

住民グラウンド入り口に設置をされています芝生の公園は、管理が大変だとは思いますが、とても楽しみにしております。また、高齢者の方がほっこりできるような居場所づくりなど、皆がいつでも安心して利用できる公共施設への取り組みを御期待申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問です。防災・減災の取り組みについてお伺いいたします。

昨日3月11日で、東日本大震災から2年が過ぎました。しかしながら、震災からの復興は遅々として進まず、今なおその爪跡が深く残っております。

本町でも、近くは昨年8月、そして9月の豪雨で甚大な被害を経験しており、そうした教訓を生かそうとさまざまな取り組みが行われております。小・中学校や公共施設の耐震化、自主防災会の発足や防災訓練などが行われる中、実際に避難所運営に当たり体験型訓練HUGの導入を提案させていただきたいと思っております。八幡市では既に導入され、京田辺市や精華町でも導入の時期を検討されております。

エイチ・ユー・ジー（HUG）とは、簡単に申しますと、避難所や運ばれてくる物資などそれぞれの事情が書かれたカードを、避難所になる体育館に見立てた平面図にどれだけ適切に素早く配置できるか、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応すればよいかをみんなで考えるための模擬体験をするゲームであります。

体を使って体験するさまざまな訓練とともに、ぜひ取り入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、御答弁申し上げます。

東日本大震災では、甚大な被害が発生し、2年が経過した今も避難生活を余儀なくされている方々がおられます。大規模な災害時には、避難所は被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる場であり、年齢や性別等さまざまな事情を抱える多くの避難者が混在することとなります。そうした状況の中、迅速で円滑な避難所運営を行うには、自主防災会やボランティアの方々等の協力、支援が不可欠であり、平時から訓練等を通じて連携し、備えておくことが肝心でございます。

避難所運営HUG訓練は、地震や風水害等の条件を設定した上で、災害時要援護者に配慮した部屋割りや仮設トイレの設置場所等について意見を出し合いながらゲーム感覚

で避難所運営を学ぶ訓練であり、防災意識を高める有効な訓練の1つと考えます。

近隣市町の避難所運営HUG訓練の取り組み状況を参考にしながら、本町においても取り入れていけるよう検討してまいりたいと考えます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

もし、自分が派遣された職員とともに避難所の運営に協力しなければならない立場になったときのことを考えますと、模擬体験をすることで、避難所を運営することがこんなに大変なんだという実感をしていただくだけでも大きな収穫になるのではないのでしょうか。

防災減災には、まず自助、そしてふだんからの共助の心が大切だとのお声をお聞きする中で、こういう体験をした方々が有事には大きな力となってくださると確信しております。突然の災害時に、避難所の運営は訓練なしにはできるものではないと思います。HUGの有効性など検討していただき、ぜひ早期導入をお考えいただきたいと思います。

また、今耐震化の促進をしていただいております中、防災減災の取り組みとして、今度は建物内部の耐震化、天井やガラス窓、カーテンなどにも配慮していただきたいと思っています。

24年度補正予算、25年度予算が上がってくる中、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

御質問ございましたように、地震における負傷原因のほとんどはガラス片や家具等の転倒落下によるものです。割れ落ちたガラス片や落下物は、避難経路を妨げる危険な障害物となります。東日本大震災において、大規模空間を有する建築物において天井が落下した事案が多数生じたこと等から、国においても建築基準法施行令及び関連省令を改正される予定であり、今後は新基準に基づいた施工が求められることとなります。

本町においても、有事の際には、被災者の方々が安心・安全な避難生活を過ごせるよう、ガラス飛散防止フィルムの導入など、避難所内部の耐震対策を検討してまいりたいと考えております。

また、地震減災対策として、割れた破片でけがをしないよう窓ガラスに近づかない、寝室の枕元に靴を置いておく、重たい物を高い場所に置かないなどの啓発を各地区自主

防災会の訓練等を通じて周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 防災・減災の取り組みとして、安心・安全のためぜひ前向きに御検討ください。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、9番、奥村房雄君の一般質問を許します。奥村君。

○9番（奥村房雄） 通告に従いまして、9番、奥村房雄が一般質問をさせていただきます。

なお、私、昨年の町議会議員選挙で初当選をさせていただき、今回が初めての一般質問となることから、ふなれで的が外れることがあろうかと思いますが、御容赦のほど、よろしくお願いいたします。

まず、西谷信夫町長には、第16代宇治田原町長に就任され、まことにめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。2月の町長選挙では、町を二分する大変厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、1万住民のかじ取り役として若さと行動力を持って御奮闘いただいていることに敬意を表したいと思います。

さて、私は、まず町長の政治姿勢について、次の2点を質問させていただきます。午前中の質問内容と重複する点があろうかと思いますが、お許し願います。

まず、1点目は、好きやねん宇治田原の実現について。

西谷町長は、もともと自民党籍を持ち、党活動にも熱心に取り組まれていたことから、自民党の推薦を受けられ、厳しい選挙戦において、国との太いパイプが住民の幸せには不可欠であると訴えられてきたところでもあります。町長選挙の当選後、来賓のお祝いの御挨拶の中で自民党参議院議員二之湯智さんが、きょうからは一部の人の町長ではなく、1万住民の町長として公平・公正に頑張ってくれると期待しているとの言葉を聞き、全くそのとおりであると、私も賛同したところでした。この言葉は、とりもなおさず一党一派に属しない政治姿勢に当たるものと考えます。

また、初登庁式では、町長の挨拶では、長きにわたり宇治田原町政の推進に尽力された前副町長への敬意をあらわされ、奥田前町政の継承発展を目指すとされたところでした。

今回の選挙戦では、いろんな要因により多くの議会議員の方に御賛同いただけなかった経緯はあるものの、町の幸せを願う心は全ての議員も同じであります。住民、議会、

行政が一体となって、町の幸せのために汗を流していくことが、町内外の方から「好きやねん うじたわら」を実感していただけるまちづくりに結びつくのではないかと考えますが、町長はどのように元気な宇治田原町をつくり、「好きやねん うじたわら」の実現を目指されるのか、お考えをお聞きします。

次に、2点目、公約実現目標について質問をします。

西谷町長は、未来に希望と責任を持てる「好きやねん うじたわら」の実現を目指し、その柱として、1、未来に希望と責任、2番目、暮らしに安心・安全、3番、行政に信頼と真心の3つの柱を掲げ、農林業の振興や企業誘致、中小零細企業対策、道路整備促進、新名神高速道路の促進に伴うまちづくり協議会の設置を、また子供たちの健全育成や誰もが幸せを実感できる福祉施策、交通安全対策の強化や住民から信頼される役場づくりなど、多くの公約を掲げられているところであります。

今回の選挙戦では、お二人の公約を見ると、相手候補と違いが見えないと住民の声が報道されていたところですが。奥田町長をともに支えてきた同士であり、路線は同じであります。しかしながら、時代背景、経済情勢を考慮する中で、全ての公約を短期間で実現することは、なかなか至難のわざと考えます。

西谷町長は、今日まで金融機関での顧客との接遇経験もあり、町の消防団長、町森林組合長、PTA会長やまた議会議員、議長経験もされたことなど、多岐にわたる大きな財産を持たれており、幅広いノウハウをお持ちであることから、1万住民が安心して任せられるかじ取りをしっかりとやっていただくためには、中長期的計画を立て、一歩ずつ公約を確実に進めていただけるものと期待しているところであります。

町長のお考えをお願いします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、奥村議員の政治姿勢について御答弁を申し上げます。

私は、さきの町長選挙におきまして、多くの住民の皆様からの御支援によりまして初当選の栄に浴し、歴史と伝統に培われた宇治田原町の第16代町長として町政を担わせていただくこととなりました。この間の多くの住民の皆様からの心温まる御支援と御厚情に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず、1点目の「好きやねん うじたわら」の実現についてであります。本町は、先人の方々のたゆまぬ努力、ふるさとを愛する思いにより発展してまいりました。この自然豊かな宇治田原町において、今を生きる私たちの最大の責任は、先人の方々の御功績に報いるためにも、20年、30年、50年先も、この町に住む人が住んでよかった

という幸せを実感できるまちづくりを実現することです。そして、この町に住む人はもちろん、町外の人からも「好きやねん うじたわら」と言っただけのことであると考えています。

私は、百万一心という言葉が好きです。これは、国人が皆で力を合わせれば何事もなし得るという意味で、戦国時代の大名が言った言葉ですが、今に置きかえますと、地域の人たちのきずな、それを支える役場の職員間のきずな、そして地域の人たちと役場の職員とのきずな、この3つのきずなをしっかり結び合っ、一丸となってみんなで力を合わせれば何事もなし得るということであると理解をしております。

このような基本理念に加え、国や山田京都府政と協調し、住民目線で住民の気持ちに立った町政運営を進めること、住民、事業者と行政があらゆる地域資源を生かし、個性を引き出し、知恵を出し合い、協働してまちづくりを進めること、地方分権を推進し、行財政改革を徹底し、自主自立が可能なまちづくりを進めることという3つの基本姿勢、さらには未来に希望と責任、暮らしに安心・安全、行政に信頼と真心という3つのまちづくりの基本的な視点のもと、私は、このまちづくりの先頭に立ち、粉骨砕身努力してまいり決意でございます。

どうか、議員各位をはじめ住民の皆様、またこの町にかかわる全ての方々の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

次に、2点目に、公約実現目標に向けてでございますが、さきの町長選挙におきまして、未来に希望と責任、暮らしに安心・安全、行政に信頼と真心という3つの柱から成る51項目の具体的な施策について住民の皆様にご公約をさせていただきました。しかしながら、御承知のとおり、我が国の経済情勢の先行きは依然として不透明であり、震災復興や社会保障と税の一体改革に伴う財政問題を抱える中、本町の今年度予算編成においても、財政調整基金の取り崩しにより財源不足を補うなど非常に厳しいものとなっております。加えて、日々変化する社会情勢により、住民ニーズも多種多様に変化している状況であります。

このような状況下ではございますが、住民目線で住民の皆様のご気持ちに立って、今住民の皆様が何を求められているのか、何を必要とされておられるのかを的確に捉える中、これからそれを知恵とし、施策に反映する中で、公約実現に向け、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、どうか御理解と御協力賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1件目の町長の政治姿勢については、先ほど西谷町長の力強い答弁で所信を聞かせていただき、心強く思っております。若さと行動力で頑張ってください、これからの西谷町政運営につきましては、住民とのきずなを大切に、住民目線に立った町政運営を推し進めていただき、多種多様にわたる公約については、優先順位をつけるなりして着実に実現されることに期待いたします。

次に、2件目の有害鳥獣対策について質問させていただきます。

まず、1点目の野猿被害の現状と対策についてお聞きします。

野猿、鹿などの有害鳥獣の被害が全国的に拡大していることは、新聞報道等によく目にするところでございます。宇治田原町においても、野猿の被害が拡大していることを実感しております。

特に、近年は禅定寺地域に年中居座っているのではないかと感じるぐらい見かけることが多くなり、また今までは山沿いの民家周辺に被害を及ぼしていたところですが、最近は人間との一線を越えたのか、集落のど真ん中まで侵入しており、府道を平然と横断しており、人間が追い払っても逆に威嚇する猿もいるようで、子供たちの通学路でも朝早くから出沒するなど、禅定寺地域の野猿対策は急務であると考えますが、宇治田原町の野猿被害の現状と対策はどうなっているのか、担当課にお伺いします。

次に、2点目は、鹿、イノシシの被害防止について質問します。

近年、鹿、イノシシ被害も甚大であり、鹿については、山間部では昼間でも遭遇するぐらいに繁殖は進んでいるようです。山林の補植苗被害や、農産物では特に春の水田植えつけ時に若い苗を食べたり、種まき後の野菜の新芽を食べられる被害が出ており、また立場線では車にぶつかる事例をよく耳にします。

イノシシの被害についても、茶畑を荒らしたり、収穫が近い稲穂を食い荒らす現状であり、鹿、イノシシについては宇治田原町において国の事業等を活用し、電気柵の普及に努めていただいているところですが、共同事業が原則と聞いており、3軒以上の集まりでないと事業には乗れません。せんだっても、高尾の区長が言っておられたんですが、小口にも助成してほしいとの声も聞きますが、せっかく楽しんで野菜づくりをしても、被害に遭ってしまえばやる気を失い、農地の荒廃化にもつながると考えます。

小規模圃場にも助成の検討をできないものか、お伺いします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、奥村議員の2件目、有害鳥獣被害対策についてお答えをいたします。

まず、1点目の野猿被害の現状と対策についてですが、宇治田原町内には、京都府特定鳥獣保護管理計画におけますニホンザルは、2群生息しております。奥山田から湯屋谷、またお隣の和束町を行き来しておる和束A群70頭と、禅定寺、湯屋谷を中心に南奥山田地域以外の全ての集落に出没する宇治田原A群、生息頭数45頭が生息しております。特に、和束A群は数年前から民家侵入を繰り返すなど特に悪質であったことから、京都府に要望を重ねまして、平成23年度の京都府環境審議会専門家会議で、宇治田原町から直接被害の実態説明を報告する中で、京都府内で初めてとなる個体数調整事業の許可をいただき、昨年度、餌づけにより個体数の50%捕獲を実施したところでございます。

その成果といたしまして、奥山田地域の被害軽減を図られたところであり、事業終了後も奥山田の区長さんを中心に猟友会宇治田原支部の協力をいただく中で、有害捕獲に取り組んでいただいております。

御指摘の宇治田原A群についてでございますが、昨年の秋ごろまでは一時姿を見せなかったところでございますが、秋以降、禅定寺と湯屋谷を中心に行き来しており、冬場の餌の不足する今日においては、寒さもあり活動範囲も狭くなっており、禅定寺地区に居座っている現状でございます。

また、緊急雇用創出事業を活用した野猿の追い払い調査事業によるパトロール隊員の追い払いにもなれてきて、その行動も悪質化していることを踏まえ、町と猟友会などで組織している宇治田原町有害鳥獣対策協議会におきまして、宇治田原A群の有害駆除を実施していくこととなり、実施場所の検討協議により禅定寺区の協力をいただけることとなり、国庫特措法のソフト事業を採択いただき、現在、捕獲に向けて鋭意取り組みを進めているところでございます。

有害鳥獣の駆除対策につきましては、町だけで実施することはできなく、地域住民の方々の理解と協力が不可欠でありますことから、昨年度の奥山田区、ことしの禅定寺区民の被害を軽減したいとの思いが強い地域は必ず成功に結びつくと確信し、取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の助成制度の拡充についてのお尋ねでございます。

御指摘の鹿、イノシシの数が増加していることは京都府も認識されており、特に鹿の駆除対策については、狩猟期間の延長や頭数制限の緩和などの対策を行ない、駆除頭数

の増加につなげており、本町の取り組みといたしましても、平成22年度に鳥獣被害防止特別措置法に基づきます宇治田原町鳥獣被害防止計画書をつくりまして、23年度から3年間で、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマの被害対策事業に取り組むこととなり、平成23年4月より狩猟期以外の期間において、綴喜郡猟友会の協力をいただき、毎週有害駆除活動を行っていただいております、駆除頭数も増加してきており、懸命に取り組んでいただいております。

また、狩猟に従事いただく京都府猟友会員が、高齢化により大幅に減少してきており、その対策として、京都府、宇治田原町においても狩猟免許助成制度やハンター保険の助成を行い、一人でも多くの方に鹿、イノシシの駆除に尽力願えないかと考えております。鹿、イノシシによる農作物の被害防止対策につきましては、鳥獣被害防止特措法に係る緊急対策としての交付金を活用し、平成22年度から3年間、電気柵設置事業を推進してきて、各集落においても一部を除きほぼ共同化による事業促進が図れたところでございます。

御指摘の小口での助成制度でございますが、国・府、町の制度におきましても共同化を原則としていますが、規模としては3戸以上の地権者要件であり、比較的利用しやすい制度にはなっておりますが、制度見直しについては、国・府に要望してまいりたいと考えております。

また、個人的に農地などを囲むのではなく、例えばその集落が事業主体となって集落の山手を塞ぐとかの方法もありますことから、御要望があれば、地域に入り込んで事業化に向けた協議を進めていければと考えております。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、有害鳥獣対策について2回目の質問をします。

まず、野猿被害対策について。

特に被害が甚大になっている禅定寺地域では、有害駆除対策に取り組んでいただいていることは承知しております。野猿の出没被害も日に日に激しくなっているようですが、現状把握をしていただいているのかについてお尋ねします。

次に、鹿、イノシシの被害防止に係る助成制度ですが、電気柵で一定の効果があることから、助成制度普及は重要と考えますが、先ほども質問しましたように、小口の救済制度をぜひ何とか進めていただけないか、また被害を防止するだけでは根本的には解決には至らないことから、引き続き頭数を減らす努力に取り組んでもらいたいと考えていますが、いかがでしょうか。お答え願います。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、有害鳥獣被害対策の2回目の御質問にお答えをいたします。

禅定寺地域での有害鳥獣駆除対策につきましては、地元区長さんと協議し、地権者の協力をいただく中で、現在取り組みを進めているところでございますが、ことしに入り、禅定寺地域での野猿被害はエスカレートしている実態は把握しています。事業成功のためには、地域の協力をお願いしなければならないことから、出沒時にはロケット花火や爆竹などにより、引き続き地域一丸となった追い払いをしていただきますようお願いをいたします。

次に、鹿、イノシシの被害防止における小口助成についてですが、被害防止対策における電気柵は有効な手段であることから、3年間で国の制度を活用し、普及してきたところでございますが、いつまでも制度が続くとは思えないことから、希望される方には早急に事業要望していただくよう啓発していきたいと思っております。

なお、小口助成についてですが、府にも要望する中で、町単費の検討もしてまいりたいというふうに思っております。

また、被害防止の根本的解決といたしましては、個体数を減らすことであり、11月から3月までの狩猟期間以外にも、1年間年中を通じて町内外の猟友会員の方々に駆除に取り組んでいただいております。本町猟友会員は年々減少していることから、人材育成を図ることが急務であると考えており、免許取得助成などを実施しております。

いずれにいたしましても、有害鳥獣被害の防止に向け、頭数を減らすよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、有害鳥獣被害対策につきまして、3回目の質問をさせていただきます。

有害鳥獣被害対策につきましては、その対策などについて今お聞きいたしましたことから、大変御苦労いただいているところですが、有害の被害はなくなることがないため、猟友会宇治田原支部の皆さんを中心に引き続き御苦労いただきますようお願いいたします。

また、小規模耕作者にとっての被害対策も急務であり、小口補助制度の確立がすぐ無理なら、せめて集落単位での制度利用による有利性をPRしていただいて、何とか現制度での利用促進を図る努力は必要であるかと思います。

また、この国の助成制度を幾ばくか条件を緩和していただくなりして、まあ、宇治田原町に似合ったそういう小口のですね、補助制度の創設いいですか、そういうなんを一つ課題にさせていただくということをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、奥村房雄君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、町長の基本姿勢についてお聞きをしてみたいです。

第1には、T P P環太平洋連携協定についてお伺いいたします。

町長は日本がT P Pに参加することについて反対を表明すべきだというふうに、私は思いますが、どのように考えられるのか、お答えを願います。

2つ目には、消費税の問題です。

消費税についても引き上げに反対を表明すべきやというふうに思いますけれども、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

3つ目には、原発再稼働に反対をして原発はゼロにすべきだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

この3点について、基本姿勢について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、安本議員の私の基本姿勢について、まず初めにT P P参加反対を表明すべきということについて御答弁を申し上げます。

まず、環太平洋経済連携協定、いわゆるT P Pについてであります。このT P P交渉への参加の賛否につきましては、まさに国内世論を二分する状況となっております。

自動車や電気製品、工業製品など、海外への輸出を中心に生産活動を行っている製造業関係団体においては、関税撤廃による輸出拡大を目指し、T P Pへの参加に賛成であり、積極的に支持されておるところであります。一方、米や小麦、牛肉などの農業関係団体においては、高い関税により安価な外国産農産物を防ぎ国内生産を維持していることから、関税撤廃による輸入拡大により国内農業が維持できなくなることを懸念され、反対の意向を強く示しているところでもあります。

また、T P Pは、農産物や工業製品にとどまらず、金融や保険、医療、労働、政府調達など多岐にわたる分野の規制緩和やサービスの自由化を目指すものであり、国民生活全般に影響を及ぼすものと懸念をされておるところでございます。

本町における影響につきましては、一概に論ずることは難しいものがありますが、例えば茶業界においては、市場は既にオープンになっており、国産品が品質面で優位にあることから、TPPによる直接的な影響は少ないのではないかとされており、懸念されています。しかし、米などの高い関税の農産物を手がける農業者もあり、専業農家においても需給バランスぎりぎりのところで農産物を生産されていることから、関税の撤廃により大量の輸入農産物が入れば、国産の農産物は大きく値崩れを起し、耕作放棄地がふえるおそれが懸念されているところであります。

また、京都の経済界においては、資源に乏しく世界に市場を求めている日本はTPPに参加することが責務であるとしつつも、農業や医療などの懸念されている事項などへの対応策を明らかにすべきと言及されており、懸念されています。

私のTPPに対する考え方といたしましては、政府が国民に対しTPPの利点や課題等について十分な情報提供と明確な説明を行うとともに、地方の基幹産業である農業の再生強化に向けた対策や生活に直接影響する保険医療制度等への対応策を明らかにした上で、国民的な議論と合意を得て、国益を損なうことがないよう慎重に判断、対処されるべきであると考えておるところでございます。

次に、消費税の増税についてでございますが、昨年8月に、国家財政を健全化し、将来の社会保障の安定財源を確保することから、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が成立したところであります。これにより、現行5%の消費税率は平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと二段階で引き上げられることとなっておりますが、最終的な判断は平成25年の秋ごろの経済状況を踏まえるとされておるところでございます。

我が国の財政状況は、歳入の約半分を国債発行で賄うといった危機的な状況が続く中、さらに年金、医療、介護などの社会保障関係経費は年々増加の一途をたどることは明白であり、将来にわたり持続可能で安定した社会保障制度を築いていくためには、その財源となる消費税の増税はもはや避けて通ることはできないものと考えております。

御質問の消費税の引き上げにつきましては、消費税の増税は中小企業経営や経済成長、国民生活等に大きな影響を与えることから、その引き上げ時期は、経済状況が十分に好転したかどうかをしっかりと見きわめる必要があるとともに、現在、懸命に進められている東日本大震災からの復旧復興の状況、また低所得者に対する負担軽減策を十分に考慮、検討した上で、国において総合的に判断されるべきものと考えておるところでございます。

次に、原発再稼働について御答弁を申し上げます。

一昨年の中日本大震災に伴う福島第一原発の深刻な事故は、住民生活や地域経済に甚大な被害をもたらすとともに、2年を経過した今もなお事故からの収束や復旧・復興への道のりは大変厳しく、非常に険しく非常に厳しい状況が続いています。

本町においては、少し離れた福井県ではありますが、多くの原発が集中して立地しており、一たび大事故が発生すれば、住民生活や経済活動に多大な影響が及ぶことは明らかであります。こうしたことを踏まえると、原子力発電に依存しない持続可能で安心・安全な電力供給体制は可能な限り早期に実現するよう、国に対してしっかりと求めていく必要があると考えています。

しかしながら、原発の再稼働を認めず、今すぐに原発をゼロにするという考え方については、資源の乏しい我が国においては原子力発電は2010年度実績で総発電量の約3割を占めるなど、社会経済活動を支える安定的な基幹電源であること、また代替エネルギーとして期待されている太陽光発電などの新エネルギーはわずか1%程度にすぎないといった実情を踏まえると、直ちに原発ゼロというわけにはまいらないと考えております。

私の原発を含めたエネルギー政策の考えといたしましては、原発の安全性を徹底的に確保する中で、当面の間は必要最低限の原発を維持しつつ、太陽光発電や液化天然ガスによる火力発電などの原子力代替エネルギーを順次拡大していき、中長期的な視点で原発の依存度を段階的に引き下げる縮原発の考え方で進めていくべきであると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本修君。

○4番（安本 修） それでは、2回目の質問を行います。

今の答弁にありましたように、TPPの参加については、賛成でもなく反対でもなくという、そういうはっきりした態度を示されていないというふうに受け取っております。こんなことでは、我々、私たちの住民ですね、住民の生活を守ることはならない、そういう責任が持てないではないかというふうに、私は考えるわけであります。

TPPへの参加は、食料自給率の大幅な低下を招くことをはじめとして、日本の農業に壊滅的な影響を与えることになるわけです。農業や林業、GDPということがよく言われますけれども、国内総生産の数字で計算をされますけれども、農林業、すなわち田んぼですとか、山、これが果たす洪水防止をはじめとした国土水保全機能、気候の緩和、

保健休養などの効果、こういうものにつきましては、数字化されておられません。農林業の破壊は、まちづくりを根っこから潰すことにつながるというふうに、私は考えるわけであります。

当然、国民皆保険のこういう制度も潰されていってしまうということから考えましても、住民の生活を、どういうふうに暮らしを守っていくのかという点から考えましても、このTPPへの参加については、きちんとやはり意思表示を、反対の意思表示を示すべきやと、そういうふうに思います。町として、やはりそういう態度を示すべきやというふうに思います。

町長が所属されております自民党の国会議員さんの中でも、多くの方々がTPPに反対をされておるということから考えましても、はっきりした意思表示、これをすべきやというふうに、私は考えますけれども、その点、どうでしょうか。

消費税につきまして、引き上げについてはやむを得ないというふうな答弁でしたけれども、こういうことで済まされてたんでは、やはり国民に大変な影響あると言いながらそういうことですので、きちんと国に物を申すということをやってほしいというふうに思うんですけども、その点、どうでしょうか。

消費税は、当然税制としては逆進性で、特に食料品など例外なく課税されていくというのは、これはもう皆さん御存じのとおりであります。生活費には課税しないというこういう税制の原則を考えますと、真っ向から否定するものでありますし、売り上げ3,000万円以下の中小業者につきましては、消費税を価格への転嫁が大変困難になるという、こういう欠陥がたくさんあるという税制とされております。

こういう消費税引き上がるということについては、やはり社会保障に全部行くんやと、消費税を社会保障に全部使うんやというふうに先ほども一体改革の中でおっしゃられておりますけれども、社会保障に行かない、全て全部行かないというのは政府の答弁からも明らかでありますし、こういう制度、消費税は、やはりきちんと反対をしていく、これが、今、私は、町長に求められてるんじゃないかというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

それから、原発の問題ですけれども、東日本大震災から2年を経過いたしました。今も、31万人が避難せざるを得ないというような状況にあるわけです。現在も、高濃度汚染水が大量に発生をしたり、放射能汚染が長期にわたって続くなど危機的な状況にまだあり、終息なんていうのはとんでもないということでもあります。

答弁にありました原発の安全性を徹底的に確保する、これはね、これ到底できないわ

けであります、今の状況から考えますと。また、核のごみについては、放置せざるを得ないような状況がずっと続いておりますし、こういう処理できない現状というの、現実としては今あるわけです。人類にとってはですね、原発を扱うべきがないと、今の人類ではすべきがないというふうに、そういうすべを持ち合わせていないというのが今の現状じゃないかというふうに考えるわけです。

そういう意味では、私は、今すぐに原発をゼロにし、原発をじゃなくて新しいエネルギー政策をきちんとすべきやということを、やっぱりきちんと明らかにすべき、町長としては明らかにすべきだというふうに思うんですけども、再度御答弁をお願いいたします。

それで、これは少し外れるかもしれませんが、福島県で起こった地震でしたけども、福島には東電が免震重要棟というのをちゃんとつくって、そこが司令塔、そこから指令をおろしていたわけですけども、大飯原発にはそういうのがないというのが明らかにされておりますし、住民のやっぱり安全ということを考えますとですね、やっぱり、先ほどの産業の問題もそうですし、それから消費税、経済の問題もそうですし、今回の安全の問題もそうですし、こういう問題で住民にどう責任を持つんかという、そういう立場からしたら、当然きちんと国に対して物申すということが大事ではないかと思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 安本議員の2回目の質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、TPPにつきましても、どれが国益になってどれが国に損を与えるのか、やはり十分にそういったところの見きわめが大切であると、まだ今の現状では大変不透明なところがあるというふうに思っておるところでございます。

また、消費税につきましても、将来にツケを残さないため、いろいろと社会保障と税の一体改革を考えられておるわけでございますけども、やはりこれから扶助費が増加していく中、やはりそういう財源は必要になってくるというふうには思います。ただ、国民生活が現在の経済情勢では大変厳しい中で、即上げていいのか、これは十分に検討していただきたいというふうにも思っておりますし、また原発につきましても、やはりないのが一番いい、これは私も同意見でございますが、やはり急にゼロにするということは大変困難なことございまして、やはりエネルギーの抜本的な資源の代替、そういうものをしっかりと国においてですね、取り組んでいただきたいというふうに思いますし、今現在のところは、即ゼロではなく、やはり徐々に減らしていくという

ふうになっていくのではないかと、私も思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） まあ、そういう答弁がね、変わらないということで……。いずれにしても、この国政の課題ではありますけれども、直接住民に大いに関係してくるということで、そういう点では町としてやはりしっかりその点、見きわめていただきましてですね、住民が不利益をこうむらないような施策をぜひ講じてほしいというふうに思います。

2つ目の住宅リフォームの助成制度につきまして質問いたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、住民の皆さんが地元の業者に対して発注をして、主に家屋などのリフォームをする際に、行政が幾ばくかの助成を図るということで町内の仕事づくりにつながるきっかけとなり、町の経済を活性化するきっかけづくりをするということになるということでもあります。

というものであります。府下幾つかの自治体でも実施をし、あるいは計画をしているところもあるわけですが、制度化するつもりはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、安本議員の住宅リフォーム助成についての御質問にお答えをいたします。

安本議員におかれましては、平成16年12月議会で不況対策についての住宅改修制度、18年3月議会では地場産材の活用についてのリフォーム助成、また24年3月議会一般質問でも地元業者の仕事おこしとしての住宅改修やリフォーム助成について、熱心に制度化に向けた質問をしていただいていることは承知しているところでございます。

町内業者の仕事おこしや地域経済の活性化につながる施策になるのではとの御提案をいただいているところですが、これまでも町としての基本的な考え方をお答えさせていただいていますように、特定業種に限られ偏り過ぎることから、総合的な業者支援策としては適当でない判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 制度そのもの、今までからいろいろあちこち見ていただいているとは思いますが、特定の業種に偏るからできないというこれまでの答弁でしたし、

今回もそういう形でありますね。

ただ、まあ、一つ一ついろいろ事業を見てみましても、あらゆる業種にかかわるといようなそういう事業はどこにもないわけで、住宅リフォームにつきましては、建築や建設関係だけではなくて、室内装飾をはじめとして、電気屋さんとか、家具関係とか、町内のさまざまな仕事づくりにつながっていくというふうを考えるわけです。何よりも、地元では、やはり今特に間伐材なんかが大変問題になっておりますけれども、地元の木材を使って何とかならないのかという意見、皆さんからの要望も出ております。

こういう意味では、地元産材を使うという、これ大変難しい簡単にはいかへんと思えますけれども、その点では地元産材を使ったような形でのリフォーム、こういうものに対してのきっかけづくり、制度づくりをする助成をしていこうというそういう動き、そういう形での施策はないのかどうか、するつもりはないのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

そういう点では、そういうことを研究し、また推進していく必要、また価値があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） リフォーム助成について、2回目の質問に御答弁をさせていただきます。

森林林業の振興施策としての地場産材の活用方策についてお尋ねでございますが、近年の木材価格の下落による採算性の著しい悪化や、高齢化による後継者の不足等により林業経営は大変厳しい時代が続いていることから、国におきましては平成21年12月に森林・林業再生プランを公表し、森林法の改正を行う中で森林・林業基本計画を作成され、今後10年間をめどに路網整備、施業の集約化及び人材育成を軸に木材の安定供給を図っていくこととし、木材自給率を50%を目指すとされておるところでございます。

補助制度につきましても、今日までの切り捨て間伐から路網整備を推進して材を搬出していくこととなりました。本町におきましても、昨年度は、郷之口、荒木、高尾の生産森林組合におきまして、高尾の栢尾地区で森林整備適正化・森林再生事業費補助を活用され、間伐、林内路網整備、境界明確化を実施され、今年度は、町有林御林山において路網整備と間伐材の搬出に取り組んだところでございます。

御指摘の公約である森林林業の振興についてでございますが、森林・林業再生プランにもうたわれているように、本町の人工林資源も利用可能な段階に入りつつあることか

ら、地場産材の流通、地元での活用方策についても至急に取り組んでいかなければならない大きな課題と認識しておるところでございます。

京都府におきましても、府内産木材が公共事業で確実に利用される仕組みづくりとして、平成16年度からウッドマイレージ認証木材普及事業を制度化され、また環境に優しい京都の木の家づくり支援事業として、平成18年度から府内産木材を利用した住宅新築改築に対する助成事業を制度化されており、宇治田原町におきましても、川上から川下である一般住宅までをつなぐ仕組みについて、森林組合、木材業者、製材業者、工務店など協議を行う中で、新築リフォームなどで地元産材を使用していただく方に何らかの助成ができないか検討を行ない、制度化に向けて研究をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 新しい制度として、ぜひ研究、検討を願いたいと思います。ただ、まあ、制度をね、難しくしないように、住民の皆さんが使いやすいような制度としてぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。午後3時ちょうどから会議を再開いたします。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 3時00分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

11番、稲石義一君の一般質問を許します。稲石君。

○11番（稲石義一） さきの質問者と重複するところもございしますが、通告に従って3月定例会の一般質問を行います。

まず、町長の政治姿勢について、4点お伺いいたします。

今回の町長選挙において、当日の有権者数に対する当選者の獲得票の割合は35.7%、他方は32.5%でございましたが、住民負託の観点からこの結果についてどのように受けとめられておりますか。

また、棄権と無効を合わせると31.8%となりますが、これら声なき声についても今後どのように対峙されていくのでしょうか。

開会日の施政方針におきまして、住民目線、生活者の視点について言及をされており

ますが、この住民及び生活者というのは35.7%の支持者を指すものなのでしょうか、支持者以外の3分の2の住民も含めたものなのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

次に、2点目の一党一派に偏した町政運営についてでございます。

当選の記者会見におきまして、自民党の推薦を受けたことについて、もともと自民党籍を持つ議員であり、党活動をずっとやってきた。党の若い層からも応援に行くという声が多く寄せられた。これからのまちづくりには、どうしても国との太いパイプが必要。選対本部長、参謀長からも政党色なしはおかしいという声を聞いたと発言されております。

このことから、今後は自民党という一党一派に偏した町政運営を推進されるものと御推察いたしますが、これに間違いはないでしょうか。

私は、国や市町村の議員は、政党色があっても何ら批判するものではございませんが、1万人に満たない小さな町のトップが一党一派に偏した行政運営を行うことは、なじまないのではないかと、むしろ弊害のほうが多いのではないかと考えております。町長は中立であり、公平公正な立場から住民福祉の向上に立ち向かうべきだと思っております。御所見をお伺いいたします。

今般、自公政権が推し進めようとしております生活保護基準の引き下げや自治体職員の給与引き下げを求める交付税削減、一括交付金の廃止、加えてTPPや原発問題、消費税増税について、これらの政策は、住民目線からは不利益なものとなる面が多いと考えられますが、1万住民の目線に立って自公政権に対ししっかりと物が言えるのでしょうか。他方で太いパイプと称して道路補助金をお願いをしておきながらでございます。

さきの安本議員の質問への答弁内容を聞いておりますと、しっかりと物が言える状況にないように受けとめました。いかがでございましょう。

また、町長が大いに期待を寄せられております新名神高速道路につきましては、2003年12月に自民党の小泉政権が抜本の見直し区間として事実上の凍結を行ったものでございます。これを昨年4月に民主党政権が凍結解除を行ったことは、御案内のとおりでございます。

このように、国の政策は、政局絡みでいかようにも変化をいたします。その影響によって一喜一憂し、涙するのはいつも基礎的自治体でございます。市町村であります。このため、町政を担うものは、いついかなる時代であっても中立かつ公平・公正な立場であるべきです。

この点についても、あわせてお答えください。

次に、3点目の民間の経験及び議員の経験を生かすことについてでございます。

町長は、民間の経験を生かすと言っておられますが、今日の大変厳しい世界経済情勢の中で、日本の企業は生き残りをかけたグローバル戦略、技術革新に必死に取り組んでおられます。そういった状況下にあつて、あなたの十数年前の経験やノウハウが現在の民間企業にも通用するとお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

通用するとお考えならば、総合行政である町政の分野にも生かせるでしょうし、ぜひともそうしていただきたい。この場合、民間でのこういった経験ノウハウが幅広い町政のどの分野に生かせるとお考えなのか、あわせてお答えください。

次に、議員の経験も生かすとのことですが、まことに失礼な言い方で申しわけございませんが、これまで進めてこられた議会活動の内容では、総合行政に生かせる部分はほとんどないのではないかと感じております。さらに、当選の記者会見において副町長の人事案件に触れられ、「副町長は絶対に要る、体制強化のためにもせめて6月議会までには任命したい。私は民間出身であり行政経験者が適任と思っている。信頼している意中の人はいる」と発言されております。

これについては、先ほどもございましたが、議会の同意が必要な人事案件でございます。議会の軽視も甚だしく、議長経験者としてはあつてはならない発言であると、議会はもちろんのこと多くの住民の皆さんから批判の声を頂戴しております。私も、今日の日銀総裁等同意人事について世論が騒がしいとき、不適切な物言いだつたと批判せざるを得ません。御所見をお伺いいたします。

次に、4点目の国とのパイプについてでございます。

さきに述べましたように、町長は、これからのまちづくりにはどうしても国との太いパイプが必要と発言されております。今回の自公政権は、2011年度から導入されました一括交付金を廃止し、従来型のひもつき補助金に早々と戻してしまいました。またぞろ実施すべき箇所ではなく、実施可能な箇所で公共事業が施工されるであろうことは、これまた容易に想像がつきます。

政府は、今回の補正予算における公共事業については、従来型ではなく、景気浮揚対策であると強調しておりますが、今のところその兆候は見受けられませんし、先祖返りの印象は拭えません。しかし、町にとって仕事と雇用がふえれば好ましいことでありますし、これが地域経済に少なからず波及効果をもたらしてくれれば、多少の無駄があつても諒としなければなりません。

そこで、質問でございますが、国との太いパイプは、公共事業だけではなくあらゆる

分野に活用されて初めて住民の納得と理解が得られるものでございます。どのような分野に太いパイプを活用しようと思いいなんでしょうか、お伺いたします。

以上で、政治姿勢についての1問目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 稲石議員の私の政治姿勢についてお答えを申し上げます。

町長選挙における住民の負託についてでございますが、議員御指摘のとおり、私に一票を投じていただけなかった有権者の方もおられたわけでございますが、その結果につきましては、当然真摯に受けとめさせていただかなければならないと考えておりました、1万住民のリーダーとして、より一層住民の皆様方の御支持を賜りますよう、対話と行動力を持って臨んでまいりたいと考えているところでございます。

また、当日、投票率は68.54%と、前回の12年前の町長選挙に比べまして10.26低下しており、これは町政への関心の希薄化や若者の政治離れに加え、2人の候補の政策的な違いが見えないとの報道もあったなどが影響しているのではないかと考えておるところでございます。

私は、魅力あるまちづくりを実行することで、より多くの皆様に町政に対して関心を持っていただき、より多くの方々のお声をお聞きし、それを知恵とし、政策に反映してまいりたいと考えております。

したがいまして、議員御指摘の住民及び生活者は1万住民を指すものでございます。

一党一派に偏した町政運営につきましては、先ほど、町長選において私が自由民主党からの御推薦をいただいたことから一党一派に偏した町政運営をするのではないかと御心配をいただいておりますが、私も議員のこの御見識と同じく、町政を担う者は、いかなる時代であっても一党一派に偏することなく、中立で公平・公正でなければならないと考えております。

したがいまして、私は、1万住民の住民福祉の向上のため、住民目線に立って、私を御推薦いただきました政権政党である自由民主党に対しても、是々非々でしっかりと物を申してまいる所存でございます。

民間の経験及び議員の経験を生かすことについてでございますが、まず民間企業での経験ですが、私は、約19年間信用金庫で主に資金融資の業務にかかわってまいりました。その中で、人の暮らしに寄り添い、中小零細企業の経営相談を受けてきたことは、住民目線はもとより弱者の立場に立って物事を見ることができる経験として、町政運営全般の基礎として生かせるものと思っております。

次に、議員の経験でございますが、申し上げるまでもなく、二元代表制の一翼を担う町議会には合議制の機関として執行側の政策を十分な議論を交わしながらチェックし、最終決定をするという大きな使命があります。議員は、地域や団体などの多様な要求を吸い上げ、町長が地域全体を代表することで両者の間に抑制や協働が生まれ、よりよく有権者の意思が、生かすことができます。

私は、そのような使命と責任を持って町議会議員を3期12年間、最後の4年は議長として重責を務めさせていただきました。さきの町長選におきましては、その評価もあって、たくさんの方々からの御支持をいただけたものではないかとも思っております。

これからは、町長としてその経験を総合行政にも活かしてまいりたいと考えております。

これまで皆さん方が進められてこられた議会活動の内容では、総合行政に活かせる部分はほとんどないという稲石議員の御発言でございますけれども、歴代の議会議員の方々をはじめ私が務めてまいりました12年間の議会議員の方々、また引き続き本議会に御在籍の議員の方々におかれましては、その使命と責任を果たし、住民福祉の向上のため精いっぱい努力をされてこられた方々ばかりだと思っております。

副町長の件につきましてでございますけれども、2月の6日付の地方紙の記事に取り上げられた私の発言により、議員がそのような思いを持たれたわけでございますが、私は、議会を軽視するなどという思いは毛頭ございません。垣内議員や谷口議員にも御答弁を申し上げましたとおり、副町長の選任につきましては、議会の御同意がいただけますように、議会とも十分に御相談申し上げる中で、しかるべき時期に御提案させていただきたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、国とのパイプについてでございますが、この件につきましても私も議員の御意見と同じく、これからの時代は、公共事業だけでなく福祉や教育などあらゆる分野に活用させていただいてこそ、住民の皆様から御評価いただけるものと思っております。

施政方針でも申し上げましたとおり、国や山田京都府政と協調し、住民目線で住民の気持ちに立った町政運営に精いっぱい努めてまいり所存でございますので、何とぞ御理解御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、政治姿勢についての2回目の質問を行います。

住民の負託については、選挙結果を真摯に受けとめるとのことでございますので、今

後は3分の2の住民の声も十分に町政に反映していただくよう要望しておきます。

また、住民目線、生活者視点については、1万住民を指すとのお答えでございました。

これにつきましては、町政を預かるトップが交代されたわけでございますから、町政に対する住民の要望や意見を聴取するため、早急に幅広い範囲にわたりアンケート調査を実施してはいかがでしょうか。住民ニーズに的確に応える観点からも意義深いものと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、一党一派に関してでございますが、私は、何も一党一派に偏した町政運営を心配しているのではなく、選挙戦で自民党の政治色を全面に出して戦われ、町長に政党色が無いのはおかしいとか、これからのまちづくりには国との太いパイプが必要と言われておりましたので、確認の意味で質問をさせていただきました。

当然、一党一派に偏した行政運営を推進されるものと思っておりましたが、先ほどからの答弁を聞いておきますと、町長はいかなる時代であっても中立で公平・公正であるべきとのことでございます。これには、我が耳を疑うとともに、180度豹変されたことに大変驚愕をしております。本会議で答弁された発言であり、非常に重いものがございます。が、一方で、垣内議員の質問に対して、党籍については今後しかるべき人と相談するとの答弁がございました。

この2つの発言には、大きな矛盾があるものと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、民間の経験やノウハウについては、それが現在の民間企業で通用するのか、加えて通用するのであれば、総合行政のどのような分野に生かせるのかとお聞きいたしておりますので、再度お答えください。

また、議員の経験についてでございますが、先ほどの御答弁にございました二元代表制のような内容が施政方針に記載されておればよかったと思っております。

また、副町長に関する発言については、当選のときのおごりが発言させたものと理解しておりまして、今後は謙虚で慎重な対応をいただくよう強く求めておきます。

最後に、開会日の施政方針演説では、奥田町政を継承させていただく中で、民間企業または町議会議員で培った経験を色とし、何より住民の皆様の思い、意見を色として宇治田原町のさらなる発展のためと説明がなされました。引き続いて、当初予算の提案説明があったわけでございますが、その中身については、奥田町政時代と全く同じ6つの重点プロジェクトで構成されておりまして、変わりばえのしない予算にただただ驚くとともにがっかりしたところでございます。言われておりました西谷カラーや行政経験者

ではない民間出身町長のカラーは、どこにも見受けられませんでした。

そこで、質問ですが、奥田町政を継承し、いろいろなカラーを生かし、さらなる町政の発展とは、どういったことを指すのでしょうか。第4次まちづくり総合計画についても、平成27年度までは踏襲型でいくのか、また見直し型なのかも含めまして、御所見をお伺いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 稲石議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

一党一派の関係でございますが、垣内議員に党籍がまだあるのかということ、現在は自民党員であると申し上げましたし、それで今後離党の意思はあるのかということ、ございましたけども、まあ、党員であるかないかというよりは、やはり私が住民の皆さんに対して一党一派に属さない、そして公平・公正な立場で町政運営をしていくということが一番の姿勢であると御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、住民のニーズにつきまして、さまざまな機会を捉え、対話を持って住民の皆さんの要望や意見をお聞きしてまいりたいと考えておりますけども、議員御提案のアンケート調査という手法につきましては、手法の1つとして今後参考にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、民間企業での経験のノウハウは、現在民間企業で通用するのかということが、議員も申されるように、今日の大変な厳しい経済情勢の中で、日本の企業が生き残りをかけたグローバル戦略、技術革新に必死に取り組んでおられます。グローバル戦略、技術革新という一見華々しい言葉でもございますが、その根幹にありますのは、いかにお客様のニーズに答えていくのか、これを通じていかに社会に貢献していくのかということであると思います。

私は、信用金庫で主に資金融資の業務にかかわってき、その中で人々の暮らしに寄り添い、中小零細企業の経営相談を受け、お客様目線、弱者に立って物事を見ることができた、そういう経験は現在の民間企業でも通用するものだと思っておるところでございます。これを行政に置きかえますと、いかに住民目線で弱者の立場に立って物事を見ることができるかということになるかと思っております。

したがって、私の民間企業での経験は、町政運営のあらゆる分野においてその基礎として生かせるものと思っております。

さらなる町政の発展についてでございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、本町は、これまで先輩諸氏のたゆまぬ努力により、幾多の困難を乗り越え、茶文化のまちとして発展を遂げてまいりました。今を生きる私たちの最大の責任は、先人の御功績に報いるため、20年、30年、50年先も、このまちに住む人が住んでよかったという幸せが実感できるまちづくりを実現することであると考えております。

私は、その実現のために、地域の人たち同士のきずなやそれを支える役場の職員間のきずな、そして地域の人たちと役場の職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合せて、このまちに住む人たちはもちろん、町外の人たちからも「好きやねん うじたわら」と言っていたけるまちづくりをさらに進め、さらなる町政の発展を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、第4次まちづくり総合計画につきましては、基本計画の目標年次であります平成27年度までは現行計画に基づいてまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、政治姿勢について3問目を行います。

住民ニーズ調査や民間のノウハウ並びに3つのきずなにつきましては、見解に大きな開きがございますため、本日はこの程度にとどめ、次の機会に質問することにいたしたいと存じます。

昨今の政治について、問題解決能力が著しく低下していると言われており、強力な政治のリーダーシップが求められております。また、世論の声を気にする余りに、万人受けのする政策ばかり口にし、負担や義務、責任を求めることを回避する風潮があることは否定できません。

大所高所の観点から、現実を踏まえた政策を提言する勇気と能力がトップには求められております。困難な課題や痛みを伴う政策についても、住民を説得し、理解を得るための努力を命がけで行わなければなりません。このためには、グローバルな政策を適切なタイミングで迅速に実行できる判断力、実行力を持った有為な人材が必要とされており、かつ人格、識見、政策立案、遂行能力とさまざまな面においてすぐれた能力を有することが求められております。なぜなら、政治は全て結果責任であり、耳ざわりのよい言葉遊びや言いわけの通用しない世界であるからであります。

他方、トップは、社会から広く尊敬を受ける崇高な職務でございます。おごり高ぶる

ことを厳に慎み、品格と誇りの中で、ふるさと宇治田原町のため、将来真に必要なダイナミックな政策を立案し、遂行していただくことを強く要望いたしまして、政治姿勢の質問を終わります。

次に、2つ目の地方分権の推進についてお伺いいたします。

地方分権の推進につきましては、平成5年の衆参両院の決議に始まりまして、平成12年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成並びに国の関与等の見直しが行われたところでございます。さらに、平成20年から21年には、地方分権改革推進委員会からの第1次、第2次、第3次、第4次にわたる勧告がなされたところであり、これを受けて平成23年には、第1次一括法及び第2次一括法が成立し、あわせて改正地方自治法も成立しております。

これらの変遷を経て、国と地方の役割分担の基本的な考え方の整理及び基礎自治体への権限移譲、さらには義務づけ・枠づけの見直しが行われたところでございます。

そこで、以下の3点について質問を行います。

1つには、地方分権推進の経緯と権限移譲のメリット、デメリットについてでございますが、移譲対象事務の性格や内容、町の対応能力、財源、実施体制など問題点を整理していただき、最終的には住民サービスが向上したのかどうか等についてお答えください。

移譲事務の数や具体的な移譲事務について説明していただければ、なお結構でございます。

2つには、三位一体改革が町財政に与えた影響についてでございます。

この三位一体の改革については、平成14年6月に閣議決定をされました経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002におきまして、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る改革工程を含む改革案を取りまとめることとされたところでございます。

結果として、平成16年から18年の3カ年では、約4.7兆円の国庫補助負担金の削減、約5.1兆円の地方交付税及び臨時財政対策債の削減、約3兆円の国から地方への税源移譲が行われたところでございます。削減分が9.8兆円、増加分が3兆円ですから、差し引き6.8兆円のマイナスとなり、この影響が昨今の地方財政の疲弊につながっていると考えられております。

三位一体改革の評価としては、実際に国庫補助負担金改革等に着手し、一部の税源移譲が行われたことは一定の評価ができるものでございますが、国庫補助負担金の改革の

実態は国の財政再建を優先したものであり、加えて地方交付税の大幅な削減が際立ったものだったことから、地方財政にとっては大きな痛手となったことは御案内のとおりでございます。

そこで、質問でございますが、三位一体改革が町財政に与えた影響分としてどれぐらいのマイナスだったのか、平成16年から18年度の3カ年の影響額と平成19年度以降6カ年の影響額の2つに分けてお答えください。

また、これに係る財政当局の御所見もお伺いいたします。

次に、3つ目の今後の地方分権の推進の方向についてでございます。

地方分権に向けた改革に、終わりはありません。これまでの成果を踏まえつつ、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていくことが求められており、そのための方向性はこういったものなのか、今後の地方分権推進への基本的な考え方についてお答えください。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、稲石議員の地方分権の推進について御答弁を申し上げます。

まず、地方分権とは、国に集中している権限や財源を地方自治体に移すとともに、国の関与を廃止、縮小することにより、住民に身近な行政については、住民に近い地方自治体が自主自立性を持ち、みずからの判断のもと地域の実情に沿った行政を行うことができるよう行政の仕組みを変えていこうとする考え方であります。

それでは、地方分権推進の経緯とあわせて権限移譲のメリット、デメリット及び三位一体改革による影響につきまして御答弁を申し上げます。

まず、地方分権改革については、大きく3つの段階があります。

おおむね、平成7年の地方分権推進法の制定から平成12年4月の地方分権一括法の施行までを第一期改革と呼ばれています。この改革では、国の包括的な指導監督権限のもとで、地方公共団体が事務を行っていた機関委任事務が廃止されるなど、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力の関係に改められ、権限面の改革については一定の前進が図られたところであります。

ただし、税財源面では、特段の見直しや地方への財源移譲はなく、全般的には不十分な改革にとまったところであります。

次に、第1期改革で課題として残された税財源面での地方分権改革を進めるため、平

成16年度から18年度にかけていわゆる三位一体改革が実施されました。この改革は、国庫補助負担金の改革、国からの地方への税源移譲、地方交付税の見直しの3つの改革が一体的に行われたものであります。

しかし、その結果は、国から地方に3兆円規模の税源が移譲されたものの、それを大きく上回る5兆円規模の地方交付税の削減が実施され、地方の財源が大幅に縮小されるとともに、国庫補助負担金についても国の負担率の引き下げによる削減がほとんどであり、地方の自由度や裁量権を拡大するという地方分権の理念からはほど遠く、逆に自治体の財政運営の根幹を揺るがす大きなダメージを与える改革となったものであります。

なお、本町における三位一体改革による影響額は、累積で平成16年度から18年度までの3年間で約8億円、平成19年度以降平成24年度までの6年間で約7億円の影響額が発生しており、平成16年度から平成24年度までの9年間で15億円の減収となった影響を受けているところであります。この影響額は、本町財政にとって極めて深刻な影響を及ぼすものであり、この間、集中的な歳出削減を図るとともに、なお不足する財源については財政調整基金を大きく取り崩しながらの財政運営を強いられたところであり、今なおその影響は残っている状況であります。

このように、国の政策によって地方自治体の財政基盤が大きく左右される現状を鑑みますと、地方分権が目指す自主自立した財政運営の確立はまだまだ遠い状況であると考えているところであります。

以上のように、2回にわたる改革が行われてまいりましたが、依然として国の関与が強く残るとともに、地方の財政基盤を十分なものとはなっておらず、多くの課題を抱えた未完成地方分権改革と言わざるを得ないものであったと言われておるところでございます。

そこで、さらなる地方分権改革を推進するため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定を受け、第2期改革がスタートし、現在に至るといった経緯が状況であります。この第2期改革においては、地方の権限移譲、国による過剰な関与や義務づけ・枠づけの見直し、地方税財源の充実強化などが実現すべき項目として掲げられており、真の地方分権に向けた取り組みが進められることを期待しているところであります。

現時点における第2期改革の評価としましては、国と地方の協議の場の法制化をはじめ、2次にわたる一括法の制定に伴う市町村への権限移譲や義務づけ・枠づけの見直しなど一定の改革進展が図られているものと考えているところであります。

権限移譲につきましては、都市計画の決定権限をはじめ農地等の権利移動の許可権限

や未熟児の訪問指導、障害者自立支援法に基づく育成医療費の認定支給事務など、7法令25条項の事務権限が本町に移譲されたところであり、よりきめの細かな住民サービスの実施や事務の一体化による処理期間の短縮といったメリット、効果が期待できるころであります。

一方、デメリットとしては、権限移譲に伴い必要となる人件費やシステム改修等の経費に対する確実な財源措置がなされていないことが挙げられるころであります。

なお、権限移譲された事務の実施体制につきましては、基本的には現行の人員能力で対応できるものと考えております。ただし、未熟児の訪問指導など専門性の高い業務もあり、このような業務については、京都府による実地指導や研修等の支援を受けながら、円滑な実施に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今後の地方分権の推進につきましては、自主自立性を持ち、主体的な行政活動を行うためには、まず第一に安定した税収による財政基盤の確立が不可欠であります。このような観点から、税財源の充実が大変重要であり、地方が担う事務と責任に見合う国税と地方税の税源配分を見直し、まずは5対5に向けた税源移譲を行うことを地方六団体を通して国に求めているころであります。実現の見通しは立っていない状況であります。

また、国においては、地方自治体が一定の裁量で使える一括交付金の廃止や地方交付税の減額による給与削減の要請など、地方分権と反対の方向が示されており、いま一度地方分権改革の原点に立ち返り、地方分権を後退させることがないよう、国に対して強く求めていく必要があると考えております。

もう一つは、今後、国において第4次一括法の提案も見込まれるころであり、この中には保育所の設置基準に対する義務づけ・枠づけの見直しなど、住民生活に密着した項目も含まれております。このことから、本町においても地域に合った町独自の基準づくりを自主的に検討することができるよう、職員研修等を通して、政策、法務などの専門的な事務能力の向上等を図り、これまで以上に人材育成に力を入れる必要があると考えておるところであります。

いずれにしましても、地方分権については、後退させることなく、さらに推進する必要があると考えており、自主自立した財政基盤や行政力を備えた町行政となるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石義一君。

○11番（稲石義一） それでは、地方分権推進についての2回目の質問を行います。

地方分権推進の経緯や権限移譲のメリット、デメリットについては、第1期改革と第2期改革に分け、具体的に事務事業を挙げて御答弁をいただきました。

メリットとしては、よりきめ細やかな住民サービスの実施や事務処理の短縮といった効果があったとされる一方で、権限移譲に伴い必要となる人件費やシステム改修経費等の財源措置がされていないデメリットを挙げられました。また、三位一体改革では、平成16年度以降、9カ年で15億円という非常に大きなマイナス影響を受けたとの御答弁でございました。そして、この財源不足に対処するため、集中的な行財政改革や財政調整基金の取り崩しなど、厳しい行財政運営を強いられたことを御説明いただきました。

ただいまの御答弁にもございましたように、地方分権は道半ばというより、ゴールにはほど遠い状況であると言わざるを得ません。加えて、今回の自公政権では、地方分権が後退している感が否定できません。

そこで、質問ですが、今後、基礎自治体としての自主自立、自己決定をさらに強め、地方分権を推進していくためには、的確な実施体制の確立及び職員の対応能力の向上が求められます。先ほどの御答弁でも若干触れていただきましたが、政策形成能力や法制事務に通じた人材の育成が急務でございます。

御承知のとおり、組織は人と申します。これからの組織機構のあり方及び職員人材育成への考え方について、当局の御所見をお伺いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 組織運営や人材育成についてお答えを申し上げます。

地方分権の進展により、地方自治体は、自己決定、自己責任のもと自立した行政経営が、より求められるようになってまいりました。戦略を持ちつつ業務の多様化や量に応じた的確な行政運営を進めるため、常に組織機構を検証し、事務の効率化を図るとともに、住民にとってわかりやすく利用しやすい柔軟で機動的な組織機構を構築しなければならないと考えております。

また、人口減少社会の訪れなど、目まぐるしい社会変化に即した地域社会をつくるためには、従来の対症療法ではなく、課題を根本から見詰める視点と創造のイノベーション、さらには大胆な実践が望まれます。そのためにも、人材育成の仕組みづくり、さらには職員の能力を積極的に開発し、結果として行政経営に貢献する職員が正当に評価され、それに報いるための評価制度、人事制度の導入が必要であると考えております。

そこで、人事管理と政策管理を、整合を図りつつ、人材育成基本方針の策定及び人事評価制度を構築すべく、平成25年度当初予算案に職員能力向上プログラム構築事業費を計上しておるところでございます。

まちづくりは人づくりというように、将来の地域社会の姿を見据えながら果敢に挑戦していく未来の宇治田原の原動力となるよう、人材育成にしていきたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 今後の地方分権の推進には、柔軟で機動的な組織機構が求められており、加えて職員の能力向上が不可欠でございます。

ただいまの御答弁にございましたように、本年度の当初予算に計上されております職員能力向上プログラム構築事業によりまして、より効果的な人材育成基本方針及び人事評価制度が構築できますことを強く要望いたしまして、3回目の質問を終わります。

続きまして、3つ目の宇治田原山手線の築造計画についてお伺いいたします。

都市計画道路宇治田原山手線につきましては、総延長約7.5キロメートルのうち2区間の2,687mは既に完成し、供用開始がなされておりますが、未整備区間4,840mの早期整備が喫緊の課題となっております。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

1つ目、現段階での概算事業費及び財源内訳について。2つ目、完成年度見込みはいつか。3つ目、事業主体については、原則、都市計画道路の所在市町村でございますが、諸般の事情により異なる場合もあると伺っております。

そこで、まず京都府にお願いする場合の条件整備や問題点は何なのか。また、西日本高速道路株式会社NEXCOに工事用道路として一定部分の施工実施をお願いする場合の条件整備と問題点は何なのでしょう。そして、最後に、町が事業主体となる場合の解決しなければならない課題は何なのか、お伺いします。

そして、4つ目、町長の言われる国との太いパイプがあれば、国庫補助金をふんだんに呼び込む中で工期の短縮、完成見込み年度の前倒しが可能と考えるものですが、御所見をお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） まず、1点目の概算事業費及び財源内訳について御答弁させていただきます。

まず、概算事業費でございますが、今後、概略設計、詳細設計を行うことにより事業費が変化することもあります。京都府が既に施工しております宇治木屋線南バイパスとして整備された郷之口池ノ首から南栗所まで延長約1,830メートルでございますが、これが事業費約23億円でございます。これをもとに概算計算を行いますと、未整備区間約4,800メートルで約60億円と算定されるところでございます。

財源内訳でございますが、町が事業主体となると想定した場合、現在、制度としてあります社会資本整備総合交付金制度で考えますと、国から対象事業費の55%が交付金として補助され、残り45%に対し90%の起債が可能となります。対象事業費を60億円といたしますと、国交付金が33億円、起債24億3,000万円、一般財源が2億7,000万円の財源内訳と想定されるところでございます。

2点目の完成年度見込みについてでございます。

宇治田原山手線は、平成3年9月に新名神高速道路と同時に都市計画決定をしております。本路線の位置づけは、新名神高速道路インターチェンジからの本町中心地区への通過交通が増加することが想定されることから、通過交通道路の確保を目的としているところでございます。

現時点では未整備区間の事業に着手していないことから、具体的な完成見込み時期を申し上げる段階にはございませんが、新名神高速道路が平成35年度を完成目標年度として事業されているところであり、新名神高速道路の開通時には供用できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山手線の事業主体について申し上げます。

議員御指摘のとおり、都市計画法第59条の規定では都市計画事業は市町村が実施するものとされておりますが、京都府が宇治木屋線のバイパスと位置づけて施工されましたように、さまざまな事業手法を活用することにより、本町以外での施工することが可能となります。

未整備区間について京都府が事業主体となるには、京都府管理である国道307号が現存する中で、同規模の道路整備をするための位置づけがまず必要となります。国道307号は、宇治田原中央線として拡幅計画があり、この計画と整合性が必要になってまいります。また、京都府下市町村が存在する中で、宇治田原において事業に着手する必要性、整備効果を整理し、京都府南部地域の活性化に大きく寄与する道路であるという位置づけを行っていただく必要があるかと考えておるところでございます。

西日本高速道路にて整備していただく際の課題としては、既に提示されている新名神高速道路の整備スケジュールから、平成30年度までに工事用道路として利用可能な道路として完成することが必要となります。宇治田原山手線の完成形で道路を築造する場合と工事用道路のみを想定した整備形態では、道路の幅員や勾配等の規格も異なってまいります。

西日本高速道路として必要なのは、あくまでも工事用道路であることから、費用負担、必要性の認識をすり合わせた上で、タイムスケジュールも整理し、西日本高速道路、京都府、本町の役割分担を明確にし、工事用道路として活用できる区間はどの区間であるのか、平成30年度に新名神高速道路の工事用道路との利用することができるかが課題となってまいります。

本町が実施主体になるには、先ほどの財源確保の面から事業期間をどのように設定するかにもよりますが、不可能な財政負担ではないと考えています。ただ、小規模自治体で限られた職員数の中で、現体制の中で本事業を単独で実施するには、マンパワーの不足が否めないところでございます。

迅速かつ的確に当該業務を遂行できる体制確保が大きな課題であり、京都府に事業主体として実施していただくことが望ましく、西日本高速道路の動向とも十分連携を図りつつ、引き続き京都府に要請してまいりたいと考えておるところでございます。

また、国とのパイプでの工期についてでございますが、国に対しましては、従来から事業促進に向けての支援をお願いしておるところでございます。宇治田原山手線は、新名神高速道路宇治田原インターチェンジへのアクセス道路でもあることから、完成目標年次が明らかになった今、最低でも同時に供用できるよう取り組まなければなりません。

高速道路へのアクセス道路の整備は、高速道路の機能を十分発揮させる観点からも不可欠であり、十分な予算確保により重点的に整備促進への支援を国に対して要請してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、宇治田原山手線につきまして2回目の質問を行います。

ただいまは、概算事業費は約60億円及びその財源内訳をお聞きいたしました。

国庫補助事業として採択されれば、事業主体がどうであれ、一般財源ベースでは25年償還の起債、それも一部に交付税措置がなされる有利な起債を充当できることなどを考慮すれば、単年度の財政負担もそう厳しいものでないように思われます。

しかしながら、町の財政負担を軽減させるための努力は、可能な限り実施すべきと考

えます。

また、完成年度見込みにつきましては、現段階では答えられないとしつつも、新名神高速道路の完成目標年度平成35年度には最低でも同時供用できるように取り組みたいとの御答弁でございましたので、きょうのところはそのように理解しておきます。

次に、事業主体についてでございますが、京都府、西日本高速道路株式会社、町のそれぞれ3つの方法と、これらの課題等について御説明をいただきました。

そこで、質問でございますが、町にとりまして最もベストな手法は、西日本高速道路株式会社NEXCOに工事用道路として一定部分を概成をしていただき、残りの部分を京都府にお願いするという方策でございますが、国・府との太いパイプを活用していただき、ぜひともベストの工事手法で実現していただきたく、町長の意気込みをお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 実現に向けての私の意気込みについてでございますが、宇治田原山手線の整備につきましては、新名神高速道路のインパクトを本町まちづくりへの活用、経済の活性化に必須であることは、本町にかかわる皆様の共通認識であると考えております。

一日も早い新名神高速道路の完成は、本町のみならず京都府、近畿圏をはじめ全国的にも大きな期待が寄せられておるところでございます。このような国家プロジェクトを円滑に展開し、本町のまちづくりに活用するために、宇治田原山手線は欠かすことのできない道路であることを国に対し今まで以上に働きかけ、必要な予算を確保してまいりたいと考えております。

新名神高速道路事業が進展する中、京都府や西日本高速道路との連携を一層強めていくとともに、私が有する国とのつながりを遺憾なく発揮してまいりたいと考えております。

ただ、私一人の活動だけでは力不足の面もあろうかと思っておりますので、どうか議員諸侯におかれましても、御指示、また御支援、御鞭撻賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 新名神高速道路及びアクセス道路の完成は、本町のみならず京都府、近畿圏など多くの国民が期待するいわゆる国家プロジェクトでございます。このプ

プロジェクトを目標年度までに完成させるためには、オール宇治田原、オール京都で取り組まなければなりません。我々議会も、田中議長を先頭に一致団結して事業推進のため邁進しなければならないことは、言うまでもございません。

幸いにも、新名神高速道路関連の特別委員会を設置いたしておりますので、NEXCOや京都府をはじめ町当局とも密接に情報を共有する中で、積極的な事業展開が図れますよう鋭意努めてまいりたく存じております。

以上で、宇治田原山手線の質問を終わります。

なお、結びに当たりまして、本議場にこの3月をもって退職される方、また京都府に帰任される方がおいでになります。この間、宇治田原町の発展のため御尽力をいただきましたこと、心より敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと存じます。

今後におきましては、健康に十分に御自愛され、ますます御活躍されますことを心より御祈念を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 通告に従いまして、原田周一が質問いたします。まあ、最後の質問ということで、大変お疲れやと思いますけど、もう少しおつき合い願います。

まあ、このたびの町長就任に当たって、おめでとうございます。

まず、1件目は、定例会冒頭で述べられました施政方針についてお尋ねいたします。

まず、防災対策の充実についてであります。

さきの東日本大震災におきましては、丸2年がたちましたが、いまだもって大きく傷跡を残し、遅々として復興が進んでおりません。自治体の庁舎が流されたり、また防災センターの流失といった報道が毎日のようにあったことは、記憶に鮮明に残っております。

方針の中で、防災対策の充実など安心・安全なまちづくりの推進と述べられましたが、方針の中では具体的に述べられていません。大災害発生時は、役場庁舎はその対策の拠点となり、従来から現庁舎の耐震化の問題についてはいろいろ審議してきました。また、選挙の際、住民に訴えてこられた見直しを含めた再検討、また防災サブセンターのことについてはどのような見解か、お尋ねいたします。

次に、副町長の選任についてお尋ねいたします。

町長は、選挙後、副町長の人事に関して地方紙のインタビューにおいて、まあ、朝から出てますように、意中の人がいるが6月ごろをめどにとのことを述べられています。

まあ、副町長の不在は、町政運営や危機管理の面から問題があると思いますが、いかがでしょうか。

6月と言わず早急に議会に提案すべきとは考えますが、どうでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 原田議員の施政方針についてということで、防災対策の充実ということについてお答えを申し上げます。

施政方針では、大規模地震や集中豪雨等に備える防災対策の充実により、安心・安全なまちづくりを推進していくと述べさせていただきましたが、もちろんその中には災害対策本部となる役場庁舎の整備を含んでおります。御存じのように、宇治田原町防災計画では、災害対策本部は町役場に設置するが、庁舎が被害を受け、使用不能となった場合には、総合文化センターに本部を設置するとしていますことから、役場庁舎の災害応急対策拠点としての機能拡充や万が一の時のため総合文化センターの機能の充実に取り組んでまいらなければならないと考えておるところでございます。

そのために、先ほど垣内議員、また谷口議員に御答弁申し上げましたとおり、これまで取り組んでまいりました庁舎の耐震改修等の事業に関しましては、昨今のゲリラ豪雨等の気象状況等も考慮する中、災害応急対策の視点から再点検を行ってまいりたいと考えておる次第でございます。

また、副町長の選任についてでございますけれども、副町長の職は、申し上げるまでもなく、議員御指摘の危機管理の観点からはもとより、私の補佐役としても大変重要な任務を果たさなければならない職であることを認識をしておるところでございます。したがって、この選任につきましては、議会とも本当に十分御相談申し上げる中で、しるべき時期に御提案させていただきたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） この問題に関しては、まあ、午前中から何度も質問、また答弁されていますので、まあ、これ以上の質問はいたしません、気象状況などを考慮する中、再点検を行うとのことですので、現状の立地場所を含めた検討結果を早い機会に議会に示していただくようお願いいたします。

また、副町長のことにつきましても、同様、先ほどから出てますように、早い機会に議会に提案していただきますようお願い申し上げます。

それでは、2問目の高校生通学費補助の問題についてお尋ねいたします。

方針の中で、助成額を拡充し、保護者の経済的負担を軽減し、安心して教育を受けることができるよう就学支援をしていくと述べられました。町長は、就任前の議員活動、また先日の町長選挙においても、その高校生通学費支援について多くの意見、要望を聞かれたと思います。私も、以前この問題に対して質問し、当時下町バス停からの支援から徐々に拡大されてきた経緯については、よく承知しております。

しかし、保護者にしてみれば、バス代プラスアルファの負担であり、そのことで、午前中も出ておりました町外へ転出した事例もあり、またそういうことを耳にしておられると思います。

昨年、緑苑坂地区においてもそのような事象がありました。引っ越し理由は、子供の通学問題が全ての理由とは思いませんが、多くのファクターを占めていることには変わりません。現行の2分の1から3分の2を乗じた額に拡充されましたが、その算式が初乗り運賃相当額を控除した額となっており、例えば緑苑坂地区の例で、田辺宇治まで学期定期で年間17万4,300円の費用で、補助を受けても月額従来1万円の負担、今回提案されている拡充でも月9,000円の負担になります。

今回、定期購入以外の方にも、新規に補助の提案をされていますが、鉄軌道がない本町の現状から、最寄り駅までの全額負担への拡大の考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 原田議員の高校生通学費補助についてお答えをいたします。

高校生通学費補助の拡充に対します考え方につきましては、保護者負担の軽減を一層図る観点から、補助率の見直しを行うことにより対応したいと考えております。乗車区間により異なりますが、保護者の負担される年間総額負担に対して、おおむね30%から40%に相当する額を増額させていただきたく改正を考えております。

バス負担以外にも交通費が必要であるので、バス代の全額負担をとのことでございますが、現下の財政状況や施策のバランス等を考慮いたしますと、現状において全額負担できる状況にはございません。

しかし、私が申し上げました全額補助を目指したいという考え方につきましては、今も変わりはありませんが、財政的なことを含めまして検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） まあ、今の御答弁で、財政事情などの問題で全額負担の状況にない

ということは理解できる部分もありますけれども、全額補助を目指したいという考え方は持っているとの答弁ですんで、まあ、保護者の切実な願いとして引き続き検討いただくようお願いいたしまして、この件を、質問を終わります。

次に、3問目、高齢者対策についてお尋ねいたします。

町長は、施政方針の中で、高齢者の福祉サービスとして、要支援・要介護の進行を抑えるためにきめ細かな介護予防対策に努め、在宅しながら地域で自立した生活が送れるよう支援していきたいとの考えを表明されています。施政方針では、高齢者対策で予防のことには触れられていますが、介護が必要になった場合のことがありません。何度か介護のことに関しては述べさせていただきましたが、一旦介護の必要性が発生した場合、介護される側、また介護する側の負担は、ともに大きいものがあります。

本町の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、平成12年以降4期にわたり地域福祉に関する取り組みを実施されてきました。そんな中、昨年第5期高齢者介護福祉計画が公表されました。本計画は、平成24年度から26年度の3カ年ですが、地域密着型サービスの提供、複合型サービスの項目では、小規模多機能型居宅介護と訪問介護など複数の在宅地域密着型サービスを組み合わせたサービスで、平成26年度に1カ所の事業者による導入の計画及び利用者見込み数48名の見込み量が計画されております。

御承知のとおり、小規模多機能型居宅介護は、要介護者の様態や希望により訪問介護やショートステイ、泊まりを組み合わせるサービスを提供することで中重度となっても在宅での生活が継続でき、地域に根差した小規模施設であるため、通い、訪問、泊まりなどのサービス利用で同じスタッフが対応でき、連続性のケアを受けられるという利点があります。

そこで、5点ほどの項目についてお伺いいたします。

1つ目は、第5期高齢者介護福祉計画に記載の小規模多機能型居宅介護の事業者の導入が、なぜ26年度に計画されているのか。

2つ目は、本町は銘城台から奥山田と東西に距離が長い地形でありますけれども、その設置場所はどこになっているのか。

3つ目、26年度見込み数48名は、1年経過した今日、現状では変化がないのか。

4つ目、事業者の設置導入により介護保険の金額は、現在の金額と比較してどうか。

5つ目、第5期高齢者介護福祉計画では、グループホームに対する記載がないが、どうなのか。

以上の点をお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 高齢者対策についてお答えします。

第5期の高齢者介護福祉計画において、地域密着型サービスの提供として、小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせた複合型サービスを、平成26年度内に1カ所整備する計画をしております。介護保険事業計画を計画するに当たり、第4期の実績などをもとに給付の伸びを考慮して、平成24年度から平成26年度までの3カ年における介護保険サービス等に係る給付見込みや各サービスの年間見込み量などを推計し、また財源となる国・府などの負担金などを推計し、介護保険料を算定しています。

このような推計をする中で、既存サービスの保険給付費の全体的な伸びと複合型サービスの整備に係る保険給付費と合わせますと介護保険料の増額が著しくなり、その抑制を図るため、第5期計画の最終年度となる平成26年度に整備する計画としたところでございます。

また、見込み数の48名は、このような事業計画の推計により算出しており、変化はございません。

設置場所につきましてですが、地域密着型サービスとして提供させていただくことから、その趣旨を踏まえての検討が必要と考えております。

設置導入による介護保険料の今後の比較ですが、平成27年度からの第6期計画における複合型サービスの導入に伴い、介護保険料が幾らか増額することが予想されますが、3カ年の保険給付額の全体的な見込み推計をする中で調整が必要と考えております。

次に、第5期計画におけるグループホームの整備についてですが、今計画では整備をうたっていませんが、今後の介護保険の運営状況などを踏まえ、次期計画での検討課題ではないかと思っております。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、高齢者対策の2回目の質問をしたいと思います。

ただいまの答弁で、最終年度に計画された理由についてはよくわかりました。要は、まあ、介護保険料の増額が著しくなるため、その抑制面からとのお答えですが、その決定過程においていろいろなシミュレーションを実施されたと推測しますが、現行の保険料と比較してどれぐらいの増額になるのか。

また、設置場所については、地域密着型サービスの観点から本町の地形を考慮した場合、まあ、2カ所ぐらいの設置が最善と考えますが、保険料との兼ね合いもあるとのことですので、答弁いただきましたように、その趣旨を十分踏まえて検討いただくようお

願いたします。

また、グループホームについては、次期計画の検討課題とのことですが、認知症グループホームについては、多額の費用が必要なことは承知しておりますが、本町の現状はどうか、お尋ねいたします。

また、緊急ショートステイに対する現状はどうなっているのかお尋ねして、以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 複合型サービスの整備計画に係る介護保険料の比較ですが、平成26年度に、整備計画に当たりまして介護保険料が月56円の増額となっております。サービスの利用に伴い、平成27年度からの次期介護保険料が増額となることが推測されます。

次に、認知症グループホームの現状ですが、単純計算では人件費や設備費等を含め利用者1人当たり月額40万円近くの事業費用が必要となります。このようなことから、設置事業者にとっては厳しい事業運営が懸念され、他の施設サービス等と有機的に、また多角的な事業展開をされている比較的大きな医療法人などが運営されているのが現状であります。

本町においては、このようなことを鑑み、介護保険事業計画にうたっていない状況でございます。

次に、緊急ショートステイですが、高齢者福祉サービス事業として短期入所事業を提供しております。冠婚葬祭や疾病などの理由により在宅での介護が困難となった際に利用していただくサービスですが、近年利用者はない状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、3回目の質問に移りたいと思います。

保険料のことは、よくわかりました。

また、認知症グループホームについては、一説には自己負担金が15から18万円程度かかるというようなことも聞いております。介護には多額の費用がかかり、本町のような小さい自治体では体力的に限界があること、また制度上の問題、住民の理解、保険料の問題などなど多くの問題を含んでおります。

私の12月議会での質問で、5年後の70歳以上は18.65%、また7年後には20.46%になるとの答弁をいただいております。第5期高齢者介護福祉計画に記載

の資料によれば、要支援・要介護の方も年々ふえており、要支援の方は要介護の予備群でもあります。介護される側も大変ですが、介護する方たちは精神的、肉体的にも相当な負担であり、そういった意味からも、本町内に特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設介護の充実が必要と思います。

また、緊急ショートステイに対しては、近年利用者はない状況とのことですが、事業者も大変ですが、緊急時の対応として常にベッドの確保の必要性を感じております。

町長は、施政方針において、20年、30年、50年先も住んでよかったという幸せが実感できるまちづくりを実現することと述べられました。町長は、本町内に特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設介護の必要性をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 原田議員の特別養護老人ホーム設置についての御答弁を申し上げます。

高齢者が、できる限り住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、居宅介護サービスの充実を図ることが第一と考えますが、高齢者人口の増加、重度の要介護者や家庭環境の問題などを踏まえると、施設介護サービスの充実も大変必要であると考えるところでございます。

しかしながら、施設介護サービスの充実は、保険給付費の増加や介護保険料の増額などにもつながることから、介護保険の適正な運営及び健全化を図るに当たり、慎重かつ十分な審議が必要であるとともに、京都府が示す山城北圏域での施設整備計画を踏まえた京都府高齢者健康福祉計画との整合性を図ることが必要であると考えておりますので、どうぞ御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいま施設介護サービスの充実も必要とのお答えをいただきました。

先般、宇治市内においてミニ特養、小規模特別養護老人ホームの竣工の記事が掲載されておりました。昨年11月の選挙において、私には、多くの方に養護施設の設置について尋ねましたところ、多少の保険料が上がっても町内にいつでも入れる施設があればとの多くの声を聞いております。

来る高齢化社会を迎えるに当たり、また50年後も住み続けることができるよう施設介護サービスの充実に向け、次期策定の第6期高齢者介護福祉計画では、こういった住

民の声、また今の町長の答弁、そういった考え方を反映していただくよう要望して、終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月18日午前10時から会議を開きますので、御参集のほど、よろしく願い申し上げます。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 4時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 上 林 昌 三

署 名 議 員 内 田 文 夫